

令和4年第4回定例会会議録（第4号）

令和4年12月12日

○出席議員（23名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
職員課長	河野伸久君	市民税課長	佐保博士君
政策企画課長	行部さと子君	財政課参事	本田明彦君

次長兼観光課長	日置伸夫君	温泉課長	樋田英彦君
産業政策課長	竹元徹君	高齢者福祉課長	入田純子君
障害福祉課長	大久保智君	市民福祉部次長	宇都宮尚代君
子育て支援課長	中西郁夫君	介護保険課長	阿南剛君
都市計画課長	籠田真一郎君	防災危機管理課長	中村幸次君
教育政策課長	奥茂夫君	学校教育課参事	利光聡典君
上下水道局総務課長	田原誠士君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	河野あや	主査	松尾麻里
事務員	尾割春晃		

○議事日程表（第4号）

令和4年12月12日（月曜日）午前10時開議
第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、9 日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○3 番（美馬恭子君） それでは本日の先頭ということで、日本共産党議員団の美馬恭子、質問させていただきたいというふうに思っています。

最初に、議長にお願いがあります。子どもたちの食についてという中身で、2 番と 3 番を入れ替えさせていただいて、1 番、3 番、2 番という形で質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（市原隆生君） はい。

○3 番（美馬恭子君） それではお願いします。

来年度 9 月から、いよいよ共同調理場が稼働します。毎回言いますがけれども、8,500 食の 3 献立、日本一おいしい給食と言われてはいますがけれども、配送時間等を考えれば本当にたやすいことではないというふうに考えております。

先日 10 月 5 日、第 3 回の学校給食運営委員会が開催され、食育推進計画の基本方針に関する協議が行われました。委員の方から、小学校から調理員の姿が見えなくなる、給食を作っている際の匂いがなくなる中で、どう食育を進めていくべきかを検討する必要があります。ICT の技術を生かして、意思疎通してはどうかなど、様々な意見が出ておりました。

新学校給食センター稼働により、子どもたちにとって、対象となる調理員さんが見えなくなる中で食育をどのように推進されていくのか、教えていただきたいと思っております。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新学校給食センターでは、学べる調理場、身近な調理場を目指し、さらなる食育の推進を図ります。新学校給食センターに設置する見学スペースから、調理をする様子の直接見学、多目的室等を活用した料理教室の開催、食材が納入されてから給食が学校に届くまでの説明をしたり、さらには生産者の思いを動画で視聴するなど、食育の機会を作ります。

また、学校現場や家庭での食育に役立つ情報を発信するとともに、子どもたちに直接味つけや献立についての感想や意見を聞くなどの機会を設け、子どもたちと栄養士、調理員が直接触れ合い、感謝の心を育むための取組を行います。

新学校給食センター供用開始の令和 5 年 9 月までに、別府市立学校における食育推進計画を策定し、子どもたちが主体となる食育を計画していきたいというふうに考えております。

○3 番（美馬恭子君） また、運営委員会の中で「いただきます」「ごちそうさま」と言える対象が必要なのではないかというような意見も出ておりました。中学校や小学校高学年においては大丈夫だと思いますが、幼稚園や小学校低学年への対応は大変心配なところです。本当は家庭の問題なのかもしれませんが、しかし、小さい頃から孤食の子どももいます。学校の中で集団で学んで食べる食育は、子どもの第一歩の食育の始まりだというふうに感じています。幼少期についてはもう少し検討してはどうでしょうかと思っておりますが、どうでしょう。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新学校給食センターでは、専門的な知識を有する栄養教諭等が、学校や家庭と連携し、子どもたちの成長に応じた方法で食に関する学びや体験を提供できるようにいたします。

また、食の困りについて相談を受けたり、様々な情報の共有を図る機会を設けるとともに、毎月の給食だよりや随時発行の食育だよりによる情報提供、見学会や試食会を実施するなど、子どもたちが家庭や地域と食によってつながるかけ橋となりたいというふうに考

えております。

また、幼稚園や小学校低学年の園児・児童には、絵本の料理と学校給食をコラボしたおはなし給食や、型抜き野菜を用いた行事食等の実施など、子どもたちが楽しめる給食も実施していきます。

- 3番（美馬恭子君） 様々なことを考えていらっしゃるようですので、できるだけ頻繁にそういう形ができればいいなというふうには考えております。

新センターの調理業務は委託になります。そこで働く調理員さんは、子どもが給食を食べる姿は見てこないのではないかというふうにも考えますし、委託の調理員さんと子どもたちが接する機会はあるのでしょうか。調理員さんにとってやりがいが出てくるような、そんな子どもと調理員さんとの間で何か思いが伝わる、そういうものがあればいいと思うのですが、どうでしょうか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

栄養士と調理員が学校を訪問し、園児・児童への配膳、下げ膳を指導したり、一緒に給食を食べたり、直接給食の感想を聞くなどの活動に取り組んでいきます。

また、調理員の思いを伝える機会なども設け、調理員と子どもたちの交流を深めるための連絡ノートなど、そういったツールの活用についても検討してまいります。様々な方法を取り入れながら、子どもたちと調理員の双方が思いを伝え合えるように取り組んでまいります。

- 3番（美馬恭子君） 私としましては、委託先の調理員さんたちがしっかりと長期に働いていただきたい、それが子どもたちへの食の安全にもつながるものと考えていますので、委託先ではありますが、どうか子どもたちとの接する機会を考えていただきたいというふうに思っております。

前回の議会の一般会計補正予算で学校給食の負担軽減が出されました。負担軽減ということで、私のほうにも多くの子育て中の方々からありがたいという言葉をいただいております。私も来年度も継続して給食半額ということで、大変喜ばしいというふうに思っています。これに関しては、長野市長の決断には大変感謝していますし、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、今は全国的にも給食費無償化に向けての流れも進んでいます。2017年から2022年、何と5年間で無償化をしている自治体が5倍にもなったという話も聞きます。今後、別府市でも無償化に向けてさらなる検討もお願ひしたいというふうに考えております。

さて、先日、11月15日の日に、市議会の政策研究会にて古賀原の生産者2軒を視察させていただきました。畑の一部を借りて、児童生徒が種付けした苗を畑に植えているということを知りました。このような農家との関わり合いを動画に撮って子どもたちに見せることで、食育の推進にもつながるのではないのでしょうか。農家にとっても大変やりがいが出てくるものだと思います。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

児童生徒が種付けした白菜やキャベツの様子は、栄養教諭や担当職員が食育活動として子どもたちと共有をしていきます。子どもたちは、野菜の成長を喜ぶとともに、農家の方への感謝の心を育むきっかけとなっています。

そのほかにも、今年11月にひとまもり・まちまもり協議会の地域の方との交流により、鶴見小学校、南立石小学校、東山小学校の1年生がサツマイモとシイタケの収穫体験を行いました。どう育っていくかを学び、自分たちが収穫したものを持ち帰り、子どもたちが自ら体験を話すことで、家庭と学校、地域がつながることができたと考えております。

また、以前の取組といたしまして、上人小学校、別府西中学校での農家の方からのメッ

セージ動画を用いた給食指導などがあります。今後も、このような取組を積極的に行ってまいります。

- 3番（美馬恭子君） 地産地消に関して、本当に難しいとは思いますが、しかし、学校給食の食材に地元の農家が作ったものを供給することで、農家の安定収入にもつながります。自給率の維持向上にもつながります。教育委員会は、この点どのようにお考えになっていますか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、給食に地元で取れた食材を使用することは、地域の農業や流通について学ぶ機会として、食育の観点からも重要であるというふうに考えております。学校給食において県内食材、市内食材をより多く使用できるよう、生産者や農林水産課、JAなど、関係団体等と連携協力し、地場製品の積極的な活用による食育の充実に努めてまいります。

- 3番（美馬恭子君） 先日、会派で岡山に視察に行きました。そのとき岡山市では、学校給食食材仕入れ組合を作って、しっかり一括に仕入れを行っているというような話を聞いてまいりました。

新しい学校給食センターでは、食育の観点から、地元食材をたくさん使った給食を提供してもらいたいというふうに考えています。これから先、市外、県外業者からの安価な大量仕入れへとシフトすることがないようにしてもらいたいとも考えております。学校給食における安定的な食材調達、市内製品の納品を増やすためにも、食材仕入れのための組合とかセンター、そういうものを作る取組を進めてはいかがでしょうか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

今年9月に、青果等の納入業者様向けに説明会を開催し、給食センターが新しくなっても、野菜との青果物については市内業者の皆様を中心に食材を発注する旨の方針を説明するとともに、市内産品納入への協力をお願いしたところであります。

また、青果事業者の皆様に対しまして、学校給食への食材納品を取りまとめる組合団体設立をお願いしましたが、設立は難しいという回答を受けております。教育委員会としても、今後も引き続きより安定した地元食材の確保、地元青果事業者からの納品について協議を重ねてまいります。

- 3番（美馬恭子君） 今までだと、自校式給食で食材に関してもあまり多くの食材を必要としませんでした。来年の9月からは給食センター、食材も多くなります。そんな中で、ぜひ今までの自校式が取り入れていたように、地域の商店、または農業者の方から食材がしっかり入るように、ぜひ、まだもう少し時間もありますので考えていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

引き続きまして、地域の中での関わりということで、子ども食堂について少しお伺いしたいと思います。

子ども食堂は、コロナ禍の中で大変大きな役割を果たしていただきました。現在、別府市には9か所の子ども食堂があります。それぞれ開催期間は様々ですし、また地域の子どもたちや高齢者など、たくさんの方々に大変喜ばれているというような話もお伺いしています。

これも先日、あんのん子ども食堂に寄せていただきました。カレーを頂きましたが、大変おいしかったです。子ども食堂は、今食材の援助等の支援が少なく、物価も上昇しており、運営が大変厳しい状況のようです。ボランティアで子どもたちに食べさせたらいいわで終わらず、個人的には居場所づくりの中で、今後食育もできるのではないかとというふうに考えております。活動されている皆さん、何かしらしながら子ども食堂を運営されています。市として積極的に関わってもよいのではないかと感じていますが、市としてはどのような支援をされているのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

別府市内において、子ども食堂を含めた子どもの居場所づくりに取り組む団体などの交流及び情報共有、並びに市からの子どもの居場所づくりに関する情報提供などの支援を通じて、民間を主体とした子どもの居場所づくりを推進するため、別府市子どもの居場所づくりネットワークを設置しております。会員がお互いの顔の見える関係となり、時には一緒に活動を展開するなど、子どもの居場所づくりの広がりを目指しております。

別府市ホームページでは、加入団体の紹介をしております。市民の皆さんや子どもたちに知っていただき、利用のきっかけとなるよう、学校が夏休みに入る前の令和4年市報7月号においても、子どもの居場所について各団体の紹介記事を掲載いたしました。各団体がイベント開催などの際には、各団体が作成したチラシを該当校区の学校へ配布依頼するなど、広報に努めております。

経済的な支援としましては、子どもの健全な育成を図るため、子ども食堂などを新規開設する事業所への補助金、並びに子どもの居場所づくり事業の拡充等、機能強化に対する補助金、ウィズコロナに継続的に対応する取組に対する補助金において支援を行っています。

○3番（美馬恭子君） 子ども食堂の運営に対するアンケートの結果で、6つの課題が出ております。1つ目、来てほしい人や家庭の参加、これがなかなか難しい。2つ目、資金の確保が難しい。3つ目、スタッフの負担やスタッフの確保が困難である。4つ目として、地域との連携もなかなか厳しいものがある。5つ目として、リスク管理ですね。そして6つ目として、会場の確保、これらが困難であるというようなアンケートが出ておりました。私が知っています子ども食堂も、広い場所で、あんのん子ども食堂は広い場所でされていましたが、広い場所でされているところもありますし、なかなか地域の中で何十人も来てできる食堂は少ないように感じておりますし、支援の面でもやはり薄いのかなというふうに感じております。

先日、県議会に少し傍聴に行った際に、たまたまお話を聞いてきましたが、大分県にてクラウドファンディングを実施されていると。これは大体年間500万円程度のクラウドファンディングで収益があって、毎年500万円から400万円前後の費用を子ども食堂に分配しているということでしたが、子ども食堂の数も県下ではかなり多いので、なかなかこれだけでは追いつかないのかなというふうにも考えておりますので、ぜひ子どもの居場所づくりのためにも、市として何かできることがあればもう少し考えていただければいいのかなというふうにも考えております。

さて、引き続きまして2番目に入ってきてきたいと思います。

子どもたちの生活についてです。

就学前の子どもに関する教育等協議会の中で、別府市立幼稚園における課題として、園児数の減少による育ちの保障につながる幼児集団維持の困難さが指摘されておりました。そして、育ちの保障につながる1学級当たりの望ましい園児数、学級数についても、考えないといけないというような協議が進んでいます。

このように、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の報告書を受けて、今後、就学前教育・保育をどのように発展させていくのか、その方向性はどのようになっているのか、教えていただきたいというふうに考えています。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

さきの別府市就学前の子どもに関する教育等協議会では、別府市全体の質の高い就学前教育等の提供について、多様な立場から協議が行われ、貴重な御意見をいただきました。本協議会での報告書を踏まえ、別府市の就学前教育・保育ビジョン及び就学前教育・保育振興プログラムを策定するに当たり、これからの子どもの人口推計や保護者のニーズ、就

学前教育・保育施設の意向などを調査分析し、検討材料をそろえていきたいと考えております。そのための業務委託を、公募により行っているところでございます。

○3番(美馬恭子君) 今の御返答を聞いていますと、今から調査をしていって、その先に検討していくということによいのでしょうか。

○市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

そのとおりでございます。

○3番(美馬恭子君) 子どもの数は、確実に減っているというのはちょっと寂しいですけども、その割には民間の子どもに関する施設は増えています。子どもの人数が少ないところで、育ちの保障につながらないという声も、先ほど言いましたが上がっています。子どもの数が減っても育ちを保障するのが、公立の役目だというふうに考えています。

そのためにも、随分以前から言われておりますが、複数年保育を考えてもよいのではないかと思います、どうでしょうか。

○市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会におきまして、子どもは年齢の積み重ねがあった上で卒園し、小学校に就学していくといったお声や、複数年保育は大切だが、市立幼稚園で実施されると私立幼稚園にとっては影響が大きいというお声も頂戴いたしました。どんなニーズがあるのか、民間の活力をお願いしていく中で、公立の役目も鑑みながら考えてまいりたいと存じます。

○3番(美馬恭子君) 別府市にとっては、本当に1校1園制というのは全国に誇る制度だというふうに考えております。崩れていくことはたやすいかもしれませんが、ぜひ前向きに今から調査をしてということですので、前向きに検討していただきたい、歩いて通える幼稚園、それが子どもたちにとってどれだけの教育になるかということもぜひ考えていただきたいというふうに考えております。

さて、そのお話しの中で、支援の必要な子どもさんに関しては、行動面や理解面で個別の対応が必要となる、民間では保育をしがたいというお話もお聞きしました。日々の保育の対応に追われ、保育者の資質及び専門性の向上を図るための研修受講が難しいという話も聞いています。公立でこのような保育、保障すべきではないでしょうか。子どもは枠の中に当てはまらないものです。年齢によって、またどんな声かけをするかなど、周囲の関わり方によっても大きく違ってきます。支援児だけを保育するのではなく、ほかの子どもも一緒に保育が必要だと考えています。市はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

市立幼稚園には、自閉症スペクトラム症などの診断を受けた園児、行動面や理解面で個別の対応が必要な園児、病気治療のための服薬などの配慮が必要な園児の在籍率が年々増加する傾向にあります。

このような中、各園においては保護者や関係機関と連携を図り、園児の支援につなげています。全ての子どもに質の高い就学前教育・保育の提供につなげるため、障がいの状況や発達に応じて、集団保育が可能な子どもを可能な限り受け入れることが必要だと考えます。

○3番(美馬恭子君) 集団保育の中で、子どもたちは育っていきます。幼い頃に多動であった子どもたちも、その中で学ぶことはたくさんありますし、歳を重ねていくに従ってまた違う特性が見えてくることもあります。こういう子どもたちを特別扱いするのではなく、公立幼稚園の中でしっかりと見ていただきたい、そして芽を摘むことなく、生き生きと生きていけるような関わりを持っていただきたいと思っているのは私だけではないと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお話ししたいというふうに考えています。

さて、そんな中で私は、保育所、幼稚園、小学校だけではなく、今放課後児童クラブに

ついても、大変大きな位置を占めているのではないかというふうに考えています。

そこで、放課後児童クラブについてお尋ねします。現在、市内には放課後児童クラブが38か所ありますが、利用している最新の登録児童数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和4年4月1日現在で、市内38クラブに1,581人の登録がございます。

○3番（美馬恭子君） 放課後児童クラブにも何度か寄せていただきましたけれども、子どもたちが小学校から、幼稚園から小学校から帰ってきて、ただいまと言ってその中で走り回ったり、支援員の先生たちと宿題の話をしていたり、本当に子どもたちの居場所だなというふうに考えています。両親ともに働いていなくとも、地域に帰っても子どもたちの姿が見えない、そんな中で安心して子どもたちが暮らせるのは今の放課後児童クラブではないのかなというふうにも考えています。

しかし、クラブの運営主体は様々です。NPO法人、父母の会、民間企業、本当に様々な状態になっていきますし、働いている方々の雇用状況も様々です。設置場所は小学校、幼稚園内にあるところがほぼ90%ということを知っていますので、通うには通いやすいかなというふうにも考えています。各都道府県が実施する放課後児童支援員の認定資格研修、これにもしっかり行っていただきたいということですが、なかなか別府市では行ってないということですので、大分市まで行くのになかなか苦勞をするというような話もお聞きいたしました。時間内に余裕がなくて研修が受けられない、そういう話も聞きますし、雇用状況で今の状態ではずっと働き続けるのは難しい、学生の間だけ、それとか一応家庭に入って落ち着いたけれども、少し仕事をしたいという方々の居場所のような感じもしくありません。市としては費用を少し上げていただいておりますが、それに関してもなかなか十分という話ではないようです。学童の支援員は、古くからいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますけれども、新しく、そして長期に継続して働き続けるためには大変困難なのだろうというふうにも考えております。

学童クラブの中で、多く働く支援員の確保、重要な課題であると考えています。処遇についても手厚くすべきではないでしょうか。クラブ間において制度の統一性を図るためにも、何か取るべきものはあるというふうに考えています。直近の支援員の人数及び雇用形態、どのようになっているか、市としては把握されているでしょうか。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

令和4年4月1日現在で、179人の支援員がいらっしゃいます。

支援員の業務でございますが、小学校の放課後からお迎えのあるまでの時間帯が主な勤務時間となり、短期間勤務であるため、いわゆる社会保険や厚生年金、雇用保険などの社会保障については国や県、市などでの統一的な基準はなく、各クラブにより対応が分かれているところでございます。

別府市としましては、昨年度から放課後児童クラブの支援員に対する処遇改善措置として、対象収入の3%を補助させていただいております。

○3番（美馬恭子君） 今おっしゃったように、社会保険や厚生年金、雇用保険などの社会保障、これをスムーズに行っていただくためにということで、大分県が社会保険労務士の方を派遣するというような仕事も始めていますが、社会保険労務士の方が1人見えても、なかなかそのクラブの中できちっとした形で整えていくには難しいという話も聞きました。

しかし、それが整うことによって働きやすくなるのは当然のことだというふうに考えていますので、今このような形で本当にばらばらな状態にはなっています。まとめていくのは大変難しいことだと思いますが、第一歩として何か所かの児童クラブでも試験的に市が

声を上げていくというような形で、まとめていくというのもありではないかなというふうにも考えていますので、今後ぜひ検討していただきたいというふうに考えています。

さて、次に参ります。

子どもたちの生活、学校内での活動はどのように変わってきているのでしょうか。世の中の状況が大きく変わる中で、子どもたち同士のコミュニケーションツールはスマホでやり取りというような状況です。狭い空間の中でのやり取りが、いろいろな弊害を起しているとも聞きます。コロナ禍の中、タブレット使用に踏み出し、デジタル教育が入ってきています。それは時代の流れの中でごく当然のことなのでしょうが、子どもたちの生活の中にも大きな変化が急速に忍び込んでいるというふうに考えています。

そこで変化、どのようなことがあるのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

コロナ禍により中止、または縮小されていましたがグループ学習等の共同活動や水泳授業、修学旅行等の宿泊学習など、感染対策を行った上で再開をすることができています。ただし、感染リスクの高い活動を控えるとともに、マスク越しに友達や先生とコミュニケーションを取る状況は継続されているところでございます。

デジタル化の影響につきましては、SNSの利用者の増加及びSNS利用開始時期の低年齢化が確認されています。SNSを介したコミュニケーションが進んできているものと捉えているところでございます。

1人1台端末のあるこれからの教育が進むべき道は、よき使い手、社会の担い手になることであると考え、これまで進めてきましたネットトラブルの防止に向けた学校・家庭での約束作りを継続していきます。

また、子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、ICTを活用する際の行動の善悪を自分自身で判断できる能力やスキルを身につけさせることを目的とした、デジタル・シティズンシップ教育の考えも取り入れ、次代を生き抜く力を育みたいと考えているところでございます。

○3番（美馬恭子君） それでは重ねてお伺いします。子どもたちと先生とのコミュニケーションの中で、何か影響を及ぼしているものはないか、お伺いしたいというふうに思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

コロナ禍により、マスクを介してお互いの表情を読み取ることの難しさにつきましては学校現場から話を聞いているところでございます。コロナ禍前から実施していることですが、各学校は子どもの変化に気づくために、日々の関わりや行動観察に加え、生活ノートを活用したり個人面談を実施したりすることで、子どもの声を聞いているところでございます。

子ども支援員に関しましては、子どもの悩みや相談を学級担任だけで対応するのではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携しています。このような専門家と教職員が連携した子ども支援をチーム学校と位置づけ、専門家が各学校の支援会議に参加したり、随時学校訪問を行ったりすることで、子どもの状況を把握し、具体的な支援につなげる組織的な取組を推進しています。

○3番（美馬恭子君） チーム学校という言葉は、私も何度か聞いたことがあります。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、本当に大切な専門家との連携だというふうに考えますが、このスクールソーシャルワーカーが非常勤で、本当に大変だと。1人で3か所ぐらい持って、毎日ではなく週に2日なり3日なりの仕事だと、なかなか全てを把握するのは困難かなというふうには考えています。全国的にもなかなか、この方々を正規で雇用して学校に派遣しているところは大変少ないようですけども、今のこの時代、子

どもたちと関わる先生たちとのフォローに関しても、スクールソーシャルワーカーの位置づけは大変大切なものだというふうに考えています。

さて、子ども同士のコミュニケーションには何か影響を及ぼしていませんか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

密を避け、マスク越しでのコミュニケーションが子ども同士の人間関係の構築に少なからず影響があるものと捉えているところでございます。学校では、コロナ禍前からございますが、子ども同士のコミュニケーションを図る取組として、授業でのグループ学習や行事等への取組に加え、全ての学校で認め合える集団づくりに向けた人間関係づくりプログラムに取り組んでいるところでございます。その活動を通して、自分の考えを出し、友人の考えを受け止めています。

また、学級の子ども全員の考えをタブレット端末に映し出し、すぐに共有することができています。自分の考えに自信を持ったり、友達の考えを自分の考えに取り入れたりしながら、相互理解を深めているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 先日、小学校3年生の子どもと話をする機会がありました。その子どもが言うには、今マスクで先生の顔がよく見えない、怒っているのか笑っているのかもよく見えない、冗談をしても、名前を呼ばれるけど本当に注意されているのか冗談、笑っているのかが分からない、今の子どもは大変だというふうに言っていました。子どもだけではなくて、大人の社会もマスク越しにはなかなか表情が読み取れません。

そんな中で、子ども同士のコミュニケーション、また大人とのコミュニケーション、今大変難しい時期に来ています。そういうところもきちっと理解して、学校の中での先生たちのフォロー、そして子どもへのフォロー、親へのフォロー、しっかり今後も行っていくてもらいたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

さて、続きまして介護保険制度について質問させていただきます。

まず初めに、介護サービスを利用するための要介護の認定を受けている方々の人数の状況をお聞きしたいと思います。総合事業となる要支援1から2の認定を受けている方と、要介護1から5の認定となっている方、それぞれの人数について過去3年くらいの推移を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

まず、要支援1、2の認定を受けられている方から申し上げます。各年度末時点の数としまして、令和元年度1,195人、令和2年度1,133人、令和3年度は1,184人となっております。

次に、要介護1から5の認定を受けられている方につきましては、令和元年度5,461人、令和2年度5,711人、令和3年度は5,831人でございます。

○3番（美馬恭子君） 65歳以上の方々に、それぞれ何割を占めているのか教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

令和3年度末での数値で申しますと、令和3年度末、高齢者人口は3万9,179人でしたので、要支援者は高齢者の3%、要介護者は15%を占めております。

○3番（美馬恭子君） ということは、要支援、要介護者を合わせますと65歳以上の高齢者の18%が何らかの介護支援を受けているということになりますが、それでよろしいですか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○3番（美馬恭子君） 介護認定を受けている方は、施設入所やデイサービスなどの通所、ホームヘルパーなど、何らかの介護サービスを利用されていると思います。そこで働かされている方々は、日々大変な御苦労もされていることとお聞きしています。

今、次期介護保険制度の改正に向けて国でも議論をしています。その中には、自己負担2割を標準にしていく、要介護1、2の訪問介護、通所介護を地域支援総合事業に移行する、ケアプランを有料化する、福祉用具の一部レンタルから買取りにする、施設にロボットを導入して職員配置を減らすなどが大まかに上げられています。今回の改正は、サービスを利用している方々にとって、金銭的な負担が増えるのではないかということで、かなり心配をされているようです。

また、あそこで働く方々も制度改正によって介護サービスが低下するのではないかという思いもたくさん持たれているようです。現時点において、市に何か施設からの困り事など入っているのでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

2024年における国の制度改正につきましては、まだ国で議論されているさなかでございますので、施設からまだ直接の不安の声をお聞きすることはございませんが、国の制度改正についての情報につきましてはこちらも注視しているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 介護サービスを利用する際の利用者負担についてですが、本当に利用者負担増えております。先ほど申し上げましたように、国の制度改正もあり、負担を少しでも軽減するために、別府市独自の利用料の減免を検討してはどうかと思いますが、そのお考えはおありでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

利用料につきましては、所得に応じ負担割合が1割から3割と分かれておまして、また必要な利用料を負担することが困難な場合において、一定の基準により利用料を減免してるところでございます。介護保険制度は全国一律の制度でございますので、減免につきましては国が定める現行制度を維持したい考えでございます。

○3番（美馬恭子君） 本当に皆さんから話を聞いていると、これ以上利用者の負担が増えたらもう本当に介護を受けることができないと、生活支援に関しても自分で頑張らないとしょうがない、時間数も減ってくるし本当に大変だと、これで元気でずっと生活していけるのか不安だというような話も、いろいろ聞きます。国の動きを見ながら、ぜひ別府市独自の利用料の減免につきましても検討していただきたいというふうに考えております。

介護職員の働き方について質問したいと思います。

まずお聞きしたいのは、介護職員の正規・非正規は何人ぐらいいらっしゃるのか、割合でも結構ですので把握している分を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

県、市、その他部署の所管含めて500を超える事業所内で、かつ兼務の方も多くいらっしゃる中でございますので、実数までは把握しておりませんが、昨年概算として集計した際の数で言いますと、全体数で延べ約5,000人程度と思われれます。

正規・非正規の割合ですけれども、今年施設にアンケート調査した結果としまして、ホームヘルパーなど訪問系ですと2対3で非正規が多く、デイサービスなど通所系並びに特別養護老人ホームなど施設系では、2対1で正規が多い割合となっております。

○3番（美馬恭子君） どうしても正規職員よりも、非正規の数が多くなっているのかなというふうには考えています。賃金改善も行われておりますけれども、まだまだ介護職の賃金は低いのが現実です。

そのために、今のままでは生活できないということで介護離職も多いというふうに聞きますし、今コロナ禍の状態の中で制限されることも多く、賃金は少ない、制限も多い、このような状態では本当に働き続けることができないということで、同職種内での入替わりも多いというふうに聞いています。募集をすると同じ人数がぐるぐる回っていて、次にあつちの職場、こっちの職場という形でプラスアルファの人数が動いていないというのが実態

のようです。これから若い人の定着もとても大事だというふうに思いますが、外国人労働者の雇用も大事だというふうに考えています。施設系の職場は外国人労働者の受入れに比較的前向きのところが多いとお聞きしますが、居宅など訪問型の受入れについては積極的に進んでいないという話も聞きました。

このような中で、今後どのように理解を深めていただこうと思っているのでしょうか。賃金も安い、仕事も休めない、忙しい、そして施設では夜勤も、今のところまだ1人で行っています。そして、施設に入っている人たちの介護度はますます上がるばかりです。このような状態で、もう少し詳しく実態調査を試みてはというふうにも考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

今年度、施設に対するアンケート調査を実施、先ほど答弁しました正規・非正規の状況のほか、離職者がいる場合の離職理由などを質問した結果、訪問系では離職理由の回答の多い順として、1、家庭の事情、2、体力的な理由、3、給与面の待遇となっており、通所系では1、体力的な理由、2、人間関係の問題、3、給与面の待遇。施設系では1、家庭の事情、2、人間関係、3、契約期間満了を理由とされておりました。

外国人材についての考えも聞いたところ、通所系、施設系はともに回答施設の半数は受入れに前向きでございましたが、訪問系については受入れを検討している施設もございましたが、多くの施設は検討していないとの回答でございました。

今後こういったアンケート調査による分析のほか、介護従事者の声を拾える機会を通じ、また外国人材確保につきましても、県の介護労働安定センターなどと情報共有しながら、確保の拡充できる手段がないか、研究してまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 人材確保は待ったなしです。介護を受ける人たちが少しでも安心して介護を受けられるように、また在宅で、住み慣れたところで最後まで生活ができるように、要支援に関しても生活支援など、しっかりと行っていただくためにも、人材確保、そして今おっしゃいましたように、賃金面でもぜひ考えていただきたいと思っておりますし、これは市だけではできる問題ではありませんので、大分県に話し、そして国に上げていただきたい、そういうふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それでは最後になります。

ジェンダーから見た賃金体系についてということで、質問としてはケア労働の中の労働者についてというのを上げていたのですけれども、これに関しては、少しお話もしましたので割愛させていただきたいというふうに考えております。

ジェンダー、ジェンダーと言いますがなかなか難しく、ジェンダーの声を聞きましてからもう二十数年、それ以上たっていますが、なかなか浸透していないのが現実です。そして今介護の話もありましたが、ケア労働というのは、家庭での介護や看護、そして保育、そういうものを一括して言うように聞いております。

そんな中でケア労働に従事する人たちが、今は男性も多くなってきていますが女性も多いです、非正規も多いです。賃金体系としてもかなり小さくなっています。別府市の中でのことをお伺いする中で、それを踏まえて社会にも訴えていきたいと思っておりますので、別府市の中のことについて少しお伺いしていきたいというふうに考えています。正規職員、非正規職員の人数と男女の内訳を教えてください。

○職員課長（河野伸久君） お答えします。

令和4年4月1日現在の、上下水道局を除いた数値でお答えをいたします。正規職員、任期の定めのない職員、フルタイム再任用職員、フルタイム任期付職員は914人で、男性が572人、女性が342人となっています。

一方、非正規職員、会計年度任用職員でございますが、870人で男性が255人、女性が615人となっております。

○3番(美馬恭子君) それでは、正規職員と非正規職員の男女の平均給料額はどのようになっていますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えします。

正規職員につきましては男性が31万5,575円、女性が30万7,999円となっております。

一方、非正規職員につきましては男性が13万1,561円、女性が13万7,697円となっております。

○3番(美馬恭子君) さらにお尋ねしたいと思います。正規職員の男女の就業年数の平均はどうなっているのでしょうか。また、会計年度任用職員の雇用期間はどのようになっていますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えします。

正規職員につきましては、男性が15年2か月、女性が14年と3か月となっております。

一方、会計年度任用職員につきましては原則1年、最大で3年の更新が可能となっております。

○3番(美馬恭子君) 最初にこれを聞きましたときに、平均年数が、就業年数ですね、私が思っていたのと違って少ないなというふうにお伝えしたら、今は新卒ではなくて、経歴を持った方々が市に入ってこられる率も多くなっているということで、途中で辞めるといふ方は少ないですよという話をお聞きしました。市としても、中身が少し変わってきているように感じました。

それでは、非正規職員と正規職員の仕事の違いはどうでしょうか。

○職員課長(河野伸久君) お答えします。

非正規職員につきましては、正規職員の補助的業務を行っていただいております。正規職員との職務は異なっております。

○3番(美馬恭子君) 非正規職員において、女性が占める割合が高く、男性の割合が低いという理由はどのようにお考えになっていますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えします。

非正規職員の職務につきましては、責任の度合い、勤務時間、勤務日数が正規職員と異なっております。

また、正規職員を含めまして採用や賃金において男女の格差はございません。非正規職員の雇用は家庭の事情など、様々なライフワークに対応できるものであり、その結果が女性の占める割合を高めているものと考えております。

○3番(美馬恭子君) 今おっしゃったように、市の中での差はほとんどありませんし、男性と女性の雇用に関しても大きな差はないように思います。ただ、社会全体において男女間格差や正規・非正規雇用の格差が問題視されています。特に非正規職員に占める女性の割合が高いことは、主に家事を支える役割を女性が担っているためというふうを考えています。

少子高齢化が進む現在において、女性の積極的な社会参画と、職場環境の整備は安定した経済活動を維持するためにも必ず必要です。公共職場である市が率先してこれに取り組むべきだというふうには考えていますが、市としてはどのようにお考えになっていますか。

○総務部長(末田信也君) お答えをいたします。

市の職員の賃金につきましては、平等な採用、雇用条件の下、定められた給料表により決定をされております。同じ任用形態、同一の職責であれば男女の個人の男女間格差はございません。

しかし、女性の社会参画につきましては社会全体の課題であると認識をしております。

別府市といたしましては、特定事業主行動計画を定め、男女がともに活躍できる職場環境の整備に取り組んでおります。具体的には、育児休業を初めとした各種休暇制度の充実、男性の育児参加のための研修会の開催、そして女性管理職の積極的な登用などを通じて、職場環境の整備に努めているところでございます。

今後につきましても、他の事業主のお手本となるよう率先して取り組んでまいりたいと考えております。

- 3番(美馬恭子君) 本当に、ぜひそのようにしていただきたいというふうに考えています。男女、しっかりと働くことで日本を支えていく、そして少子高齢化の中で女性の活躍は大きなものだというふうに考えていますが、なかなかその一歩が踏み出せていないのが日本全国だというふうに考えています。別府市の中では、大きな差もなく男女平等に働けているように感じていますので、市として今おっしゃったように、他の事業主のお手本になるようにしっかり今後も取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えています。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 5番(手束貴裕君) 自民党議員団の手束貴裕でございます。

本当に、約2年ぶりの質問ということになりますので大変緊張しておりますが、今朝うちの会派の方からチョコレートをもらいまして、そのチョコレートに「きっと〇〇はできる」って書いてたので、自分で勝手に手束君はできると書きました。何か、書くと不思議とやれるような気分になって、今日も一般質問しっかりできるかなと思っておりますが、毎回この一般質問の場に立つと、常に支えていただいている方のこととか、また家族のことを思い出します。この場に立てているのはそういう方の支えがあって、ここに立てているのだなということに、日頃から感謝を忘れてはいけないなと思いますし、私今回一般質問するに当たって、私は今事務局を、議会事務局と監査事務局と2つの事務局の方にお世話になっておりますけれども、いろいろと一般質問するに当たってもアドバイスをいただきました。議員というのは、市民から付託を受けてこの場に立って質問をするわけでありまして。また、議員としてしっかりと歩んでいかなければなりませんけれども、忘れてはいけないのはそういう方々の支えがあって、サポートがあって初めて議員の活動もできているのだということ、このことも忘れずに、感謝をしながら日々歩いていくことが大事だということを改めて感じさせていただきました。その気持ちを忘れずに、しっかりとこの一般質問に臨ませていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告どおり質問を進めてまいりたいと思います。

私、体育館の空調整備事業についてお聞きをしたいと思います。実はこれ9月議会に補正を組まれた予算になりまして、私が補正予算の概要を見ているときに、これが9月議会の目玉になって、多くの議員の方から御質問があるかなと思ったのですが、あまり触られなかったので、今回の、これだけの事業ですから、私のほうもししっかりと聞きたいなと思って今回、これを質問させていただくことにしました。

ただ、やり取りをする中でまだ進めている段階なので、お答えできないというところがあると聞いておりますので、その部分はまた別の機会に聞かせていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずは体育館空調整備事業の概要と予算規模について教えてください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

現在、教育委員会を中心に全ての市立小中学校体育館20施設、地区体育館等6施設、これは南部、西部、中部、朝日、大平山、野口ふれあい交流センター、旧浜脇中学校の体育館でありますけれども、合計で26施設に子どもたちの熱中症対策、避難所の環境改善のための空調整備に向けて取り組んでおります。

また、予算規模につきましては債務負担の限度額を総額 16 億 9,000 万円としており、財源は充当率が 100%の緊急防災・減災事業債を活用します。後年度の償還に対しましても、その 70%が交付税措置されることから、財政負担を極力抑制しながら整備することといたしております。

- 5 番（手束貴裕君） 今、御答弁いただきましたけれども、小中学校体育館 20 施設、地区体育館 6 施設、計 26 施設ということですから、別府市内にある体育館にほぼ設置されるということでもあります。

予算規模も 16 億 9,000 万円と、かなり大きな事業であるなということを感じておりますが、当然整備をするに当たっては財源の問題というものがあありますが、財源も充当率 100%の緊急防災・減災事業債を活用するというので、財源の確保までしっかり考えて当たられているということは、この辺は高く評価をさせていただきたいなというふうに思います。

続きまして、この事業を行おうと考えた経緯についてお聞かせください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

近年の記録的な猛暑により、夏場の学校体育館での体育の授業や地域住民の集会などを行う際、大変暑い中で利用しなければならない状況となっております。さらに、体育館は大規模化・激甚化する自然災害が発生した際、避難所として利用されることとなります。

このような状況の中、子どもたちの熱中症対策及び避難所の環境改善対策として、空調機器を設置するよういたしました。

- 5 番（手束貴裕君） 今、答弁にありましたけれども、避難所として利用されるということでありまして、いつ何時も、災害がいつ起きるか分からないと。先日、石垣小学校区でも避難所開設のモデル地区の訓練がありました。そのときも、あのとき 10 月でしたか、暑かったのですよね。結構気温も高く、体育館に入るとちょっとむっとするような状況でありました。

また、私たちが子どもの頃というのは 30 度を超えるということはありませんでしたので、体育館の中で運動しててもそんなに、そんなにと言っても暑いのは暑いですが、今みたいに暑くて体調を崩すとか、気分が悪くなるってということがありませんでした。先日も夏場に体育館に入ったときに、あまりにも暑くて、温度計が 40 度近くになってちょっとくららしたことがありましたので、児童生徒の安全とか、市民の生命を守るために設置をするということで認識をさせていただきましたので、この辺も高く評価をさせていただきたいと思います。

それでは次に、現在の進捗状況についてお答えできる範囲で教えていただけますか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

体育館空調整備事業の期間は令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年とし、令和 5 年度及び令和 6 年度の 2 か年で順次空調整備を予定をしており、現在各体育館の調査を行い、整備発注のための仕様書、契約書等各種資料の作成作業を行っております。

- 5 番（手束貴裕君） 期間が令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年間ということで、現在整備発注のための仕様書等作成中のことということで理解をさせていただきました。これから本格的に進んでいくのだろうというふうに思います。

さて、私もいろいろとこの空調の設置状況を調べさせていただきましたけれども、別府市の市内のほとんどの施設に、空調整備をしているところというのはほとんどないと思います。かなり全国的に見ても、先進的な取組だなというふうに感じておりますけれども、大分県内、特にこの大分県内では整備してる学校は特に少ない、体育館に設置してるところは少ないと聞いておりますが、ほかの自治体の状況等を教えていただけますか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

文部科学省の全国調査結果によりますと、令和4年9月1日現在の公立小中学校体育館空調整備率は、全国平均で約15%、大分県内では0%となっております。また、県内の他の自治体におきまして、一部の学校での今年度整備という話を聞いておりますが、公立小中学校全部への設置は、大分県内では別府市が初めての取組となります。

- 5番（手束貴裕君） 全国平均で15%、大分県内では別府市が最初ということでありますから、これは本当に素晴らしいことだなというふうに思います。

このように、何でも行政がすればいいというわけではありませんが、しかしながらやはりしっかりと市民、また子どもたちの安心・安全、命を守るということで率先して、こうやって施策に取り組むということは大変素晴らしいことだと思いますので、しっかりと今後とも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございますけれども、小中学校の体育館、地区公民館等の空調整備を進める上でちょっと心配されるのが、様々な問題が生じるのではないかなというふうに考えます。例えば体育館を利用するときの快適な温度調節をするための空調能力であったりとか、そのルールですよね、今度社会体育等で利用される場合の利用方法、そういうものを定めることなど、設置工事による、また外の騒音であったり、当然授業中に設置工事をする事も考えられますので、そういうところの騒音の問題等、また周辺住民への説明などなど、様々なことが考えられますけれども、これらの課題についてはどのように対応していくのかお聞かせください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

空調機器の種類は、冷房及び暖房の両方に対応できるものを考えております。体育館の規模がそれぞれ違うため、空調機器の数や室内機、室外機などをどこに設置するのか、そういった検討を慎重に行ってまいりたいと考えております。加えて、補助機として大型サーキュレーター等の整備も検討しております。

また、避難所としての利用、夜間の使用も想定されることから、騒音など近隣への配慮、周辺環境には十分注意するように努めたいと考えております。コロナ禍で頻繁な換気が求められる上、大空間の空調ということでかなり厳しい条件であると理解しております。状況に応じて強弱の運転調整を行うなどして、可能な限り利用者に快適な環境を提供できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

- 5番（手束貴裕君） ぜひ、よろしく願いをいたします。体育館は特に天井も高く、横もとても広いので、能力等心配しておりました、がその辺もしっかりと検討していただくということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、今答弁にもありましたけれども、大型のサーキュレーター、これを設置するとやはりただ単にエアコンを、空調を使うだけよりも、十分高さとか、また周りにも広がっていくなというところで、この整備を検討しているということですが、ぜひ設置していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、夜間、災害がいつ起きるかわかりませんので、当然夜間に体育館を利用するということも考えられます。それからコロナ等、今後もこの新型コロナに限らず、また同じようなウイルスの発症というものも考えられないことはありませんので、対策も大変難しいと思いますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

では次に、今後のスケジュールを教えてください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

今後の空調整備のスケジュールにつきましては、先ほどの答弁と重なる部分もございまして、今後、整備発注のための仕様書、契約書等各種資料等を作成し、年内には公告を予定しており、今年度内に業者選定を行う予定です。

なお、世界的な半導体不足等の影響により、空調機器等の納期にかなりの期間を要する

ことが懸念されるものの、空調機器の納入があり次第、令和5年度夏頃から令和6年度夏にかけて順次設置をしていきたいというふうに考えております。

- 5番（手束貴裕君） 様々な問題、課題がありますけれども、予定どおり進んでいただければいいなというふうに思っているところでございます。特に、世界的な半導体不足、これが問題でありまして、家庭用のエアコンも、今夏場は特にそうでしたけれども、不足して、何か月待ちとかいうような御家庭もあったと聞いておりますので、これが落ち着いて、本当に別府市でこの空調整備をするときには予定どおり品物が入って、何のトラブルもなく設置されることを願っておりますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、この項最後になりますけれども、体育館空調整備を含め、教育委員会、また政策全般についてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、別府市としての考えや思いをぜひお聞かせいただければと思います。

- 市長（長野恭紘君） それでは、私からお答えさせていただきます。

この体育館並びに地区公民館等への空調整備については、議員言われたとおり、9月議会で予算認めていただきました。違う話題にさらわれてしまって、これが陽の目を見なかったわけでありまして、ここでまた再び脚光を浴びることになったといえますか、光を与えていただいて本当にありがたいなというふうに思っています。

非常に県内、全国的に見ても、体育館、地区館等についての空調の設置というのはまだまだ行き渡っていないと。そういう中で別府市が、これをやらなきゃいけないというふうに決意したのは、先ほどからの御答弁もありましたし、少し前に、小中学校の教室等への空調の設置もありました。あれも、別府市においては事故というか、不幸な事故があって、全国的にあのとき空調整備、設備も不足をして、つけるのが遅れた、後手に回ったような自治体もありました。

そういう中で、別府市はいち早く小中学校の教室にもエアコン設置したと。今回においても、状況は違ってはおりますけれども、いち早くこういうところを、先に事故が起こってからでは遅いということで早めに、非常に時期は厳しい状況の中でありまして、早期に契約を整えて、できるだけ早く、この体育館、それから地区館等への配置をしたいというふうに考えておりますし、全般的なことを申し上げますと、今空調のことだけ申し上げましたけれども、図書館の整備についてもそうですし、学校給食共同調理場、またそれはハードでありますけれども、それ以外にも別府学であるとか、それから給食費の2人目までの半額、3人目以降を無償と、こういった様々に子ども中心、今で言うところの子ども真ん中社会の実現に向けて、随分と教育委員会とともに仕事してきたという思いがあります。

長野市政は祭りやイベントだけやっているというようなイメージがあるかもしれませんが、実は仕事人のように子ども中心の仕事を一生懸命にやっていたということで、これはやってきたことだけ見ると御理解いただけるのではないかとこのふうにも思っておりますので、ぜひ、来年はこども家庭庁の新設、私どももこども部という新しい部局を発足させるということであります。子ども真ん中社会、それがひいては人口増、それから移住等にもつながってくるというふうに思っております。こういったことをしっかりやることによって、皆さん方に幸せを実感できる、子育てしやすいまちとして認識をしていただけると、こういうことを目指してこれからも変わらず、教育委員会とともに頑張っていきたいというふうに考えてるところでございます。ありがとうございました。

- 5番（手束貴裕君） 市長、ありがとうございました。

実は、私のところに多くの保護者の方からお声をいただくのですけれども、ここ最近やっぱり子どもたちにしっかりと目が向いてきたなという声をいただくことが増えてまいりました。ここ最近ではないのですけれども、長野市政になってからは子どものほうに目が向く

ようになってきたなという声をいただいております。本当に大変ありがたく思っております。後ほど、子育て支援の部分でもお話をさせていただきますが、これからも子どもたちの安心・安全、また別府市民の安心・安全のためにぜひお力添えをいただいて、これからの未来はやはり子どもたちが作っていくわけでありますから、未来を担う子どもたちのために、長野市長、どうぞ今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、教育委員会の部分は以上で終わらせていただいて、次に障がい福祉のほうに移らせていただきます。

最近、この障がい福祉の相談が参ります。特に、知的障がいがあるお子様の保護者から相談を受けることが増えてまいりました。話を聞いていると、知らないことが多くて、私も学びながら御相談を受けているようなところがございますが、話を聞くまではテレビの情報であったりとか、本の情報であったりとかいうことしかないので、あまり想像できないような、そういうような話を聞くことが多くございます。

今回は、その相談を受けた内容を中心に御質問をさせていただきたいと思いますが、知的障がいの問題について質問する上で、まず別府市内で障がいがある方はどのぐらいいて、そのうち知的障がいがある方はどのぐらいいるのか教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

令和3年度末時点ですが、市内の障害者手帳所持者は8,762名であります。そのうち知的障がいに当たります療育手帳の所有者は、1,105名となっております。

○5番（手束貴裕君） 障害手帳を所持している方が8,762名、そのうち療育手帳を持たれてる方が1,105名ということでございまして、別府市の現在の総人口が大体11万3,700人か800人ぐらいですので、その中から見るとかなり多いなというふうにも感じております。

先ほども申し上げましたが、知的障がいがあるお子さんの保護者の相談、本当に多く受けます。特に、保護者が言ってるんですけど、本人に呼びかけても反応がなかったりするそうなのです。私はもう全然想像ができませんけれども、私が子どもに声をかけると普通に、何、パパとか言われますが、そういう反応がないと。それから意思表示が難しいこともあって、トイレがしたくてもできないというような困難を抱えている御家庭が多いというふうに聞いております。

その中で、別府市としてはそのような事例を把握しているのか、お聞かせください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

市が委託しております4か所の基幹相談支援センターで、議員の御指摘の事例も含め把握しております。

○5番（手束貴裕君） 把握しているということでありますので、よかったなと思っておりますが、相談件数も、今回あまり聞きませんが、何かかなり多いのではないかなというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、知的障がいを抱えている方というのは社会参加の機会というのが大変少ないように思われますけれども、別府市として何か取組等あるのか教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、近年では実施できておりませんが、障がいがある人とない人の相互理解を図り、認め合い、受け入れる地域社会の礎を築くことを目的に、在宅の療育手帳を持つ知的障がい者を対象として、親睦と交流を伴います心のバリアフリーツアーを行っております。

○5番（手束貴裕君） 今答弁ありましたけれども、心のバリアフリーツアーですね、私も議員になる前でございますけれども、別府市手をつなぐ育成会の会長を1年間させていただきまして、そのときにこの心のバリアフリーツアーに参加したことがございます。大

変い企画だなと思っておりますけれども、そのときはうみたまごに行ったと思います。中で一緒に弁当も食べたりしたのですけれども、無邪気なのです。心が純粋なので、本当にもう赤ちゃんと子ども、本当ちっちゃい2歳とか3歳の子どもたちと話しているような気分になって、私もああいう姿を見ると、何かちょっと感動するというか、何かこう、心が洗われるというか、こういう時期もあったなと思いながら皆さんと触れ合いさせていただいたのですけれども、ぜひこの心のバリアフリーツアーも、今できていないという状況でありますから、早くコロナが落ち着いて、実施していただきたいなということを願っているところでございます。

次に参ります。

サポート体制についてお聞きをしたいと思いますけれども、相談できる場所というのはどこがあるのか、お聞かせください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

基幹相談支援センター並び、市内に24か所ございます指定特定相談支援事業所において、障がいに関する悩み事や解決に向けた相談を承っております。

○5番（手束貴裕君） では次に、利用できるサービスはどのようなものがあるのか、教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

行動援護など、ヘルパーが訪問するサービス、自立支援訓練など、支援通所や入所により提供されるサービス、グループホーム等居住系のサービス、地域での生活支援を行う地域相談支援など、当事者の状況に合わせて個別に支給決定を行う障がい福祉サービスがございます。

また、日中活動の場を提供し、日常的な訓練を行うとともに、介助者のレスパイト支援をする日中一時支援事業など、地域生活支援事業や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援もございます。

○5番（手束貴裕君） 様々なサービスや施設があるということを理解をさせていただきましたが、特に今別府市内を走っていると、放課後等デイサービスなどの事業所がここ最近増えてきたなというのを感じています。それだけ利用者が増えてきたのだろうというふうに思うわけでありませうけれども、次に別府市では、障がいに関する問題事項等、こういうのも検討するというような協議体があるのかどうか、教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

障害者総合支援法に基づき、別府市障害者自立支援協議会を設置し、困難案件等の問題について検討し、意見交換を実施いたしております。

○5番（手束貴裕君） 別府市の障害者自立支援協議会というものを設置して、この中で検討、また意見交換をしているということですが、今後もこういう問題というのはこれからまだ増えてくる可能性もあるのかな。私が以前児童クラブの代表をしているとき、なった頃と、ここ最近の子どもたちの姿を見ると、やはりちょっとそういう障がいがあるのではないかなというような子どもが、お子さんが以前に比べると増えてきたなというふうに思います。児童クラブの中で触れますけれども、支援が本当に難しい状況が今増えてきているなというところを感じておりますので、今後もこの協議会の中でしっかりと意見交換をしていただきたいなと思っております。

では次に、障がいがある方に対する各種手当等はどのようなものがあるのか、教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

いずれも詳細な条件等がございますが、障害基礎年金、特別障害者手当や障害児福祉手当、また市の制度といたしまして、心身障害者福祉手当がございます。

- 5番（手束貴裕君） 様々な手当があるということは理解をさせていただきました。私の考えは最後にまとめさせていただくとして、次に今後についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

知的障がいがある方というのは、できることが限られております。限られているというか、私がそういうふうを感じているのですけれども、仕事や作業がなかなか限られているだけに回ってこないというようなことなどの問題があるように思ひます。別府市として、民間企業との橋渡し等を行うことができないのかどうか、お答えいただけますか。

- 障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

就労系の障がい福祉サービスがございまして、就労継続支援のB型事業所等の施設に關しましては、市の公式ホームページで業種等を紹介いたしてあります。

また、県指定の障害者就労生活支援センターに委託いたしまして、障がい者職場実習促進事業を今年度より実施いたしてあります。

- 5番（手束貴裕君） 難しいと思ひますけれども、別府市でも、仕事でそういう障がいがある方でもできるような仕事があれば、ぜひ施設に委託する等検討していただければなどというふうに思ひますし、また企業側がそういう方を求めている場合は、ぜひ橋渡しをしていただきたいなというふうに思ひます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

次に、知的障がいがある方は、自己判断が困難な場合が多くて、親亡き後単独で生活することが困難になると思ひますが、権利擁護の体制、こういうのはどのようなものがあるのか教えてください。

- 障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

権利擁護につきましては、成年後見制度がございまして、別府市社会福祉協議会内に設置されました、別府市成年後見支援センターで相談を承っております。

- 5番（手束貴裕君） 分かりました。成年後見制度というものがあるということでございましてね。

それでは次に、親が亡くなった後の生活について、あらかじめ相談する場所というものはあるのか教えてください。

- 障害福祉課長（大久保智君） お答えします。

親亡き後等の問題につきましては、県の専門研修を修了しました相談支援員が市内の相談支援事業所に在籍しております。親亡き後等に備えた、生活等の相談を行うことができます。

具体的な事業所につきましては、市の公式ホームページで公開いたしてあります。

- 5番（手束貴裕君） ありがとうございます。今回この知的障がいについて、るる質問をさせていただきます。

最後に1つお聞きしたいと思ひますけれども、知的障がいがある方というのは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、意思表示ができないので、トイレの問題があるということで、常におむつをつけているそうであります。また、車に乗せるときにはチャイルドシートに乗せる必要もあるということも聞きました。また、買い物中ですけれども、ベビーカー、バギーって言うらしいのですけれども、物すごく大きいうば車に乗せて買い物したりするそうです。ちょっとこの前実は、市役所にたまたま別件で用事があって来たときにそのバギーというのを見たのですけれども、すごく大きくてびっくりしたのですけれども、そういうものが必要であるそうです。

結局、体が年々成長するので、でも精神的なところというのは子どものままというところがあって、そこがなかなか難しいのですけれども、結局チャイルドシートにしても、特注で作ったり、また外国製の大きいものを輸入したりということで、やはりかなり生活面で負担が大きいようであります。

それから、遠足とかに行くときに、状況によっては付き添わないといけないと。突然呼ばれて学校に行ったりもしないといけないということもあって、定職にもなかなか就けないというようなところもあるそうであります。確かに、今各種手当やサポート体制というものがありますが、基本的には身体的な部分が多く占めております。やはり生活するに対しても、現実かなり厳しいようであります。

そこで、難しい質問でありますけれども、別府市として独自の手当、もしくはサポートというものを御検討いただけないかなというふうに思っているのですけれども、その考えをお聞かせいただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

法の趣旨にのっとり、可能な施策の実行には努めてまいります。

○5番（手束貴裕君） すみません、難しい質問でありましたけれども、ぜひ今後もいろいろと御検討いただければなというふうに思っております。私のところに相談に来ている保護者、もう本当に切実な思いを語っていました。少しでも力になりたいと思っております。子どもは宝なので、これからもしっかりと支えていきたいと思っております。

当然、別府市としてはしっかりと対応していただいていることもよく理解した上で、今回このように聞かせていただきましたので、それから何でも頼むということではなくて、やはり基本的には自助、また共助というところがメインで、最終的に家庭やそういう部分でサポートできなかつたり、補えない部分をサポートしていただくのが行政の仕事だというふうに思いますので、ぜひ難しい状況があるそういう御家庭のところには手を差し伸べていただきたいというふうに思いますし、今後も別府市民の福祉の増進に努めていただきますようお願いを申し上げます、福祉行政を終わらせていただきます。

今度、最後の質問でございます。児童クラブについてでございます。

先ほども申し上げましたけれども、私が以前児童クラブの代表をしていたということもありまして、多くの方々、利用者の方からもありますし、支援員の先生方とか、運営側の方からも相談を受けることがございます。特に、12月というのは児童クラブにとっては大変重要な時期でございます、来年度の受入れを、申込みが始まって、今月中にどのくらい人数を受け入れるのかというのを決める時期でもありますので、そういう意味で多くの児童クラブが思慮しているというところだと思います。

今回、質疑しませんけれども場所の問題であつたりとか、先ほど美馬議員の中にもありましたが、支援員の不足というものがあつたりして、児童クラブとしては問題が山積しております。ただ、先ほど賃金の問題ありましたが、私はクラブそれぞれ、運営体系がどういうふうになっているか分かりませんが、賃金に関してはそのクラブごとにしっかりとやっているという話も聞きますし、社会保障も社会保険であつたり、厚生年金掛けて、ちゃんと社会保障もつけているという児童クラブもありますので、私はこの支援員不足というのは賃金だけではないと思っておりますので、この問題はまた改めて考えていきたいなというふうに思いますが、少しでも問題解決に向けてサポートしていきたいと思ひますし、また支えていただければというふうに思ひます。

それではちょっと確認のためでございますけれども、放課後児童クラブ、利用者が年々増えている状況でございます。別府市におけるクラブの数、利用者数の推移について御説明をください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

平成30年4月1日時点では、別府市内の放課後児童クラブの数は30、登録児童数は1,449名でございます。令和4年4月1日現在のクラブ数は38、登録児童数は1,581名となつており、年々利用者が増加しております。

○5番（手束貴裕君） 平成30年と令和4年を比べての数値だと思いますけれども、クラブ

数が8増加して、登録児童数が132名増えているということでございますので、やはり増えてきているなどというのは感じていますが、ただ私のところに相談に来るのは、逆に、逆にクラブによっては利用者数が減少してきて、将来的に児童クラブが運営困難になるのではないかなと危惧しているクラブも実際にございます。これが、地域的に子どもが増えていく地域とか、増えていく地域はあまりないかもしれませんが、減ってきている減り方が、かなり地域によって差があるのかなというふうに感じておりますので、この辺をまた後日聞きますけれども、このような問題もあるということをご認識いただければなというふうに思います。

さて、この放課後児童クラブの利用が増えているという状況の中で、利用者、クラブの支援員などから相談や要望等が増えてきているのではないかなというふうに思いますけれども、当然利用者が増えてくれれば、いろんな悩み事があったり相談があったりということが増えてくるというふうに思いますけれども、この要望等、相談や要望等が増えてきてる中で、担当課としてはどのような対応してるのかお聞かせください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

放課後児童クラブでは、遊び等の活動拠点としての機能と、生活の場としての機能を適切に備え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子ども一人一人の状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが求められております。

このような日々の活動等の中で感じられる、放課後児童クラブに関する苦情や要望、御意見など、様々な声の幾つかは直接担当課であります子育て支援課に届くケースもございます。とりわけ利用者の方からは、クラブとの関係性を憂慮し、匿名での情報提供や一般論としてという前提での御相談などもございます。子育て支援課としましては、原則としてクラブと利用者間での解決を目指していただくために、十分両方で話し合っただき、解決につながるようアドバイスをさせていただいております。

○5番（手束貴裕君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、やはり放課後児童クラブを利用する人数が増えれば、苦情や要望が増えるのも当然のことだと思います。難しい相談を受けることもございますけれども、先ほど答弁にもあったように、原則としてやはり委託を受けている放課後児童クラブの中で問題を解決していくということが求められます。

私のところに相談に来る内容もそうなんですけれども、確かに厳しくて難しいことを言っているのは確かにそうなのですが、ただその中身をずっと掘り下げて聞いていくと、やはり自分の子どもを思ってなんですね。そういうと、家庭でもしっかりとすればいいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、やはり今の保護者というのはいっぱいいっぱい生活をしている方々が多いです、抱えているストレスも多いし、いろんな悩みを抱えてこの放課後児童クラブに預けられている御家庭が多いなというところもありますので、その辺も考えると、やはりお互いに譲り合って、お互いに理解していかないといけないなというところも感じているところでございます。

それから、トラブルの事案もそうなんですけど、やっぱり初動ですね、一番最初に保護者から相談を受けたときに、クラブ側が最初に対応した対応の仕方が、もうちょっとこういうふうに対応したらよかったんじゃないかなというようなことも感じる場合がありますので、難しいなと、児童クラブの本当に運営の難しさ、支援員の対応の難しさというのを強く感じているようなところでございます。

そのような場合に、相談状況に応じてはぜひ担当課としてできること、手を差し伸べてサポートしていただければいいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、先ほど市長のほうからもありました、こども部についてでございますけれども、

来年4月からこのこども部が新設されるという議案が提出されることになっております。子育て支援について、別府市の市政がまた一歩、二歩進んでいくなというふうに、大変私は期待をしているところでございますけれども、今後の放課後児童クラブの対応についても、このことで期待をしているところでございます。このことについて、担当課の考えをお聞かせください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こども部創設により一層強化して施策に取り組むため、今後とも地域や関係機関との協力体制を図ってまいります。

○5番（手束貴裕君） よろしくお祈いします。今、地域と関係機関との協力体制を図っていきたいということでもございましたけれども、やはり児童クラブ、放課後児童クラブの運営に当たっては、近隣の方々との関係性というのは非常に重要であります。私が代表してるときも近くの方から、うるさいので、ワーンと騒ぐので、騒音とかの苦情がよく来てました。でも、時あることにおわびに行くだけではなくて、よく、時々近隣を回ってコミュニケーションを図ったりすることで、最近ほとんど言われることがなくなりました。言われるのは車、車のとめ場がないので、どこでもここでも車とめられるから困るわという相談はあるようではありますが、子どもたちが騒いでいるということは言われなくなって、時々見に行くと、子どもたちが元気に遊んでる姿見て、うれしいなというような声をいただくことが増えてきてよかったなと思っておりますので、やっぱり日頃だなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、深刻な支援員不足、難しいクレーム等、トラブル等ですね、放課後児童クラブの問題・課題というのはたくさんございます。今後ともぜひ手を差し伸べていただきたいというふうに思うわけでありまして。支援員不足はもう、課長のほうにもしょっちゅう耳に入るのではないかなと思っておりますが、本当に支援員少ないというか、募集かけてもなかなか来ないと。賃金上げて来ないということがありますので、やはりお金だけではなくて何か理由があるのかな、見るのが大変だとかいうこともあるのかなとか、イメージ的なものがあるのかなと。子どもと触れ合ったことがないから、ちょっとそういうのは苦手だなというようなことも思われる方が多いのかなというふうに思いますので、そういうイメージを払拭するような、そういうような募集の仕方等も検討していないといけないなというところも感じているところでございます。

さて、締めになりますけれども、別府市としてはこれまでも支援員の収入の3%の引上げ、また子ども医療費助成対象の一部拡充、それから交付金を活用した18歳以下全員に1万円クーポンの支給、これうちの孫ももらいました。ありがとうございました。それから子ども見守りシステムの構築、これにも着手するなど、評価できる施策というのはたくさん別府市も望んでおりますので、長野市長、これからもしっかりと子どもたちをよろしくお祈いしたいなというふうに思います。

子育て先進地、子育て支援推進地の別府市をどうぞ目指して、これからもどうぞよろしくお祈いを申し上げまして、私のちょっと早いですけれども質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○20番（野口哲男君） ライフサイクルコストの明確化と安全確保ということで申込みをしておりますけれども、結局これは公共施設マネジメントについて質問させていただきます。

まず、公共施設マネジメントは財政問題としての課題を解決するという方向性だけは確実であろうかと思えます。だから、この別府市における公共施設マネジメントの今後の予想される財政出動と、今後の取組についてはどのように考えているのかを質問します。

答弁をお願いします。

○財政課参事（本田明彦君） お答えします。

平成 27 年の 4 月に策定しました別府市公共施設マネジメント基本方針では、50 年間の維持更新費用として、総額で 2,221 億円、1 年当たりになると 44 億 4,000 万円が見込まれております。

それから、マネジメントの取組についてですけれども、平成 28 年の 4 月から、別府市公共施設マネジメント推進会議を設置いたしまして、公共施設マネジメント計画の進捗管理、それから見直し等を行っております。委員長は、企画戦略部を所管する副市長をもって充てることとなっております。

○20 番（野口哲男君） 横文字がいっぱい出てくるので、私もいろいろ勉強させてもらいましたけれども、マネジメントというのは結局経営管理や組織運営、人・物・金を効率的に活用して、リスクを管理、そして目標やミッションを目指すことであるというふうになっておりますけれども、まず組織体制についてどのようになっているか、そのことについて質問いたします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

先ほど参事が答弁しましたように、公共施設のマネジメントにつきましては、平成 27 年にマネジメントの基本方針を策定して取り組んでおるところでございます。その方針決定につきましては、先ほどのマネジメント推進会議で副市長を委員長として取り組んでおり、全庁体制で取り組んでいるところでございます。

○20 番（野口哲男君） この件については、簡単に答弁してもらいました。

実は、このマネジメントの重要なことは、これは横断的に全ての情報を共有して、トップダウンではなくてボトムアップで、この解決を図っていくということが市長、これは重要なことだと思いますので、全員が共有した情報の下でこの対策に当たっていただきたいということを申し述べておきます。

それでは次に、公共施設マネジメントは全国的に老朽化した施設の建て替えが課題としての認識でありました。しかし、維持修繕費も含めたライフサイクルコストを意識してなくて、経営感覚の欠如が背景にあり、財政的に余裕がなく、財政の許す範囲で施設の統廃合による複合化での効果を図ってきたのが、これまでの傾向と。民間企業のように損益計算書、貸借対照表を基に固定資産台帳が整備されていれば、公共施設マネジメントは課題とはならなかったのではないかとされており。企業とは違って、社会的共通経費を税金として徴収、公共の福祉という不採算部門に資金を充てるのが行政の仕事という固定的な観念が長く続いたことが、深刻な事態に結びついていると。44 億円毎年出さなければならないというようなことになるわけでございまして、これが課題になることで、単年度の現金資金による財政運営の限界も指摘され、公会計改革も現在推進されております。

企業会計では、一般的な発生主義、複式簿記を軸とした財務諸表に基づく経営概念の導入も検討されております。そういう中で、固定資産台帳を作成、資産管理を図るイノベーションも試みられていると。別府市ではこのような取組がなされているか、質問します。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

公会計によります財務書類の作成につきましては、総務省からの要請を受けまして、平成 12 年から取組を始めているところでございます。平成 18 年度決算からは総務省方式改訂モデル、平成 28 年度決算からは統一的な基準と、国が示します作成方式ののっとりま

して、固定資産台帳及び財務書類を作成し、公表をしているところでございます。

- 20番（野口哲男君） この公共施設マネジメントが問題になって、別府市としてはそういう対応をしているということで、一つ安心はしております。

しかしながら、この中で非常に大事なことは、既存の施設にはやっぱり必ず利用者がいると、そして利用者との合意形成を図る必要があり、庁内組織や地域組織、議会との合意形成が必要となります。だから、公共施設マネジメントは常にイノベーションを目指すことが必要であると言われておりますが、最初のイノベーションは全国で行われた中で、公共施設白書の作成から始めているということになっておりますが、別府市ではこの白書が作成されていますか。

- 財政課参事（本田明彦君） お答えします。

公共施設白書につきましては、平成25年の5月に策定しております。また、平成28年度以降は施設カルテを作成して、ホームページのほうで公表いたしております。

- 20番（野口哲男君） これ、私も白書を見ておりますけれども、やっぱり立派なものが出ております。その規模を見ると、やっぱりこれだけの規模の施設はあるのかな、驚愕しているところでありますが、この中で問題になるのが、これだけ多いと、この施設管理運営に瑕疵があった場合に、金銭的な賠償責任とか、公務員個人が業務上過失致死傷罪として刑事罰を受けると、こういうことがありますけれども、公共施設マネジメントでは最も大切なことは市民の生命を守るという安全の確保であります。

そういう中で、市としてはどのような安全確保体制を取っているのか、質問します。

- 財政課参事（本田明彦君） お答えします。

公共施設は良好な市民サービスを提供する場でありまして、利用者にとっても使いやすく、安全かつ快適な場であることが求められております。施設の老朽化が急速に進む中で、予防保全だけでは対応し切れない、早急に対応が必要な破損とか不具合等が年々増加する傾向にあります。

本市では、法令に基づく公共建築物の定期点検を実施しておりますが、市民が安心して快適に利用できる施設機能を常に確保するために、施設管理者による日常管理や自主点検のノウハウの向上に向けて、施設所管課を支援する取組等を進めることで、保守点検の充実を図って、その点検の結果を計画的な予防の保全に、予防保全につなげるとともに、点検・診断等の履歴を蓄積して老朽化対策に生かしながら、これからも施設の安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

- 20番（野口哲男君） 後ほど申し上げますけれども、指定管理等で、指定管理で出してしまうと、市の担当者はこの安全管理というものがおろそかになるというようなことが考えられますので、そういう点についてはしっかりやっぱり担当職員に、こういう瑕疵があった場合には大変なことになるぞというようなことは、しっかり伝えておいていただきたいと思っております。

ここでね、民間ではオンバランスとオフバランスというのがあるってことを私、質問に出してございましたけれども、このオンバランスというのは、結局バブル崩壊前までは、資産をたくさん持つことによって銀行からの貸出しを有利にするとか、いうことでありましたけれども、現在はそれからほとんどバブル崩壊後はオフバランスに変換している。これは、資産を少なくして株主資金の調達等が有利になるようにしているというような状況でございますので、この説明については別府市の対応について理解を得ましたので、答弁は要りません。

それから次に、この単年度の現金主義会計の下では改革が遅くなるということがあります。これはどういうことかということ、一方行政部門ではいまだに資産の拡充が目的とされている、省庁には補助金行政も大きな要因であるのではないかと。自治体が施設を整備す

るときは、様々な補助メニューがあるが、施設整備後にその施設を行政財産として所有を義務づけている、これはもう別府市もそのとおりですわね。

主要設備の更新や大規模修繕を行うときは、その費用は補助対象とはならず自治体の負担となる、これはそのとおりであります。今もその負担が大きいことは分かっておりますけれども、資産を保有することは、通常の維持管理費、大規模修繕費等が自治体の負担となり、ライフサイクルコストから見れば補助金の数倍もの負担となると。長期的な経営に関する財務指標が存在せず、所有によるリスクを十分認識していなかったのがこれまでであると。

公会計改革がようやく義務づけられたにもかかわらず、予算編成過程はいまだ款・項・目・節による歳出歳入予算管理が前提となり、予算要求や説明に使われております。私も以前、国営企業で働いておりましたけれども、会計検査院の説明等に汗を流しましたけれども、当時は予算は次年度の要求のため使い切りというような考え方があったわけですね。これは大いに反省しなければならないことですが、民間に就職した後は、やっぱり民間企業で減価償却や人件費削減に取り組んだ経験がありますが、事業別予算書に減価償却や人件費が記入されないという状況に変化はないということでもあります。所有を絶対視する発想からは脱却できないのではないかと、今後は予算編成過程での大幅な見直しが必要の課題と思われるが、どうか。過去いろいろさかのぼっていますと、公有地拡大推進法による土地開発公社の問題等もありました。たくさん土地を所有したりしました。

そういうこともあって、今後の市営住宅の建て替えや他の公共施設の建て替え等が問題となってきます。官民の共同で、これまでの運営から経営の発想転換が求められると思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いします。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

地方公共団体の予算につきましては、地方自治法の規定等によりまして現金主義で調整することとされております。公会計によります財務書類につきましては、発生主義の概念を取り入れることにより、現金主義を補完するものとして作成されております。

本市では、令和元年度に行った使用料の見直しにおきまして、発生主義の概念を取り入れて、受益者負担の適正化を図るなど、法令上現金主義という原則の下で、発生主義の概念をうまく取り入れながら財政運営を行っているところでございます。現状では、現金主義の下で予算編成を行えているものと考えておりますが、今後とも公会計のさらなる活用を図りながら、財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○20番（野口哲男君） やっぱり2,221億円というね、これからのことを考えますと大変なことなので、しっかりとこの令和元年度から使用料の見直し等を行ってやっていますということでありますので、今後はさらに浸透化していくということが必要ではないかと思っておりますので、そのことについてしっかり取り組んでいただきたいということを指摘しておきます。

次に、これで1つ、私ちょっと気になるのが、今、縦割りの組織を、組織と予算を前提としている行政の機能、行政サービスにおいては、適正に公共施設を管理することは困難であるということで、10年前に縦割りの組織予算の壁を打ち破って、包括的保守点検管理という、横断的に保守点検業務を委託する方法が実現しております。これは現在全国で30都市ぐらいがやっているのですけれども、他の都市の取組等参考に、別府市でもぜひ実施することを指摘しておきたいと思えます。

これは、いろいろ各都市でやっておりますから、その事例を研究しながら、別府市ではまだこの包括的保守点検管理というものは取り組んでいないようでありますので、今後の中でぜひ取り組んでいただきたいと思えますが、いかがですか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

公共施設につきましては、建築の際のインシヤルコスト、それがとかく注目されるのですが、当然ライフサイクルコストというのも重要視しなければいけないというふうに考えております。

そのために、公共施設のマネジメント基本方針では、30年間で30%の公共施設の維持管理費の抑制というふうな方針を示しております。そういった包括管理についても、そういったマネジメントの基本方針に沿った維持管理費の抑制になるのであれば参考にしていきたいというふうに考えております。

○20番（野口哲男君） この点は、市長ね、やっぱり他都市に学ぶべきは学んで、少しでも圧縮していくと、予算執行を圧縮していくということが必要ではないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、そういう中でこの公共施設マネジメントを分析していく中で、非常に重要なことは、やっぱり経営、運営から経営という視点で物事を考えていかなければならないというふうに思っております。市長は常々公共企業体という言葉で、もうかるところにお金を投資をするのだと。それからこういうふうなことになるのは、経費をいかに削減していくのかということが非常に大事なことになりますので、その辺については今後しっかりね、この包括的な問題についてしっかりと取り組んでいていただきたいということを指摘しておきます。

この包括的保守点検管理というのは、なかなか発想としてはいいのですけれども、別府市じゃあ実際にどのような点でこの包括的保守点検管理を導入していくのかというのは、かなりの横断的な、組織を横断した皆さん方の知恵が要ると思っておりますので、その点についてはしっかり組織を横断して、縦割りではなくて横断的な組織で取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に、いろんなことを今申し上げましたけれども、こういう中でね、いろんな先進的な地区ではそういう問題を取り上げて、この公共施設マネジメントを少しでも経費の削減を図っていくという取組が行われておりまして、特に大阪城公園というのは、この前ちょっと私も行ってきたのですけれども、指定管理者による施設整備の投資により、指定管理の対象が公の施設のため、大阪市の寄附したと、それを。そこからの収益を利用料金とみなし、事業収入として投資回収を図り、収益の一部7%を大阪市の納付すると。これは公民連携の手法として大変注目されている事柄であります。

こういうふうにとくさんのいろんなところがありますけれども、簡単に申し上げますとね、神奈川県のア野市ではコンビニエンスストアを駐車場に誘致したと。庁舎内に誘致すると、5時以降はコンビニエンスストアが利用できませんけれども、駐車場に特定郵便局と一緒に誘致したことによって、年間1,000万円以上の収入が得られるようになったとか、それから明石市の包括的保守点検後も、緊急対応の営繕部門の部局を統合したと、そして人員削減をしたと。それから鳥取市では、公民館と学校の併設を統合したと。これは学校の安全から大変問題があるのではないかという議論があったそうですが、かえって、放課後に一般の父兄が学校の空き部屋を使うことに、公民館として使うことによって、セキュリティが保たれているというふうなことがございますので、これは教育委員会でもぜひね、これまでは私がいろいろ話をしてきましたけれども、学校の教室というのはなかなか使わせてもらえませんでしたけれども、こういうところは先進地の視察とかそういうことを行って、一定程度の取組が必要ではないかと思っておりますので、どうぞひとつよろしくをお願いします。

それから、愛知県高浜市は小学校改築時に、地域交流施設を設置して市民が利用できる200台の駐車場を整備したと。物すごい利用人数が増えたとかいうことがございます。そ

れから、高浜市本庁舎を民間から 20 年のリースで借りている方式、本庁舎の建て替えというアイデアでなくて、民間が建てた躯体に本庁舎がリースで入っていると。20 年間という契約で、これは議会から相当の反対があったようですが、市長は、いやこれは、この問題については公共施設マネジメント上どうしても必要だということで、押し切ってやってよかったというようなこともございます。

だから、利用する市民とそれからまた行政がどのように一緒になってコラボしてやるかっていうことは非常に重要なことで、私が思うのはやっぱり今回の問題についてもいろいろありますけれども、どうしても官と民、この官と民が協働してこういう問題を解決していくということが必要だと思ひまして、そういうことで市長、よろしくお願ひいたします。

それで、次に指定管理者制度の活用術についてちょっと話をしてみます。委託と指定管理者制度はどのように整理されているか、答弁お願いします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

業務委託と指定管理者制度の違いについてですが、業務委託は個別の業務や事務ごとに、市と事業者との合意に基づく契約により業務等を執行されるもので、使用許可を含む管理権限及び責任は市が有しております。

一方、指定管理者制度は地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、行政処分的一种である指定により、使用許可権限を含む施設の管理権限を指定管理者に委任するもので、市は管理権限を行使せず、設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行うものです。

○20 番（野口哲男君） 簡単に言えば、委託っていうのは施設運営の一部に対して行う形態であって、指定管理は施設運営を包括的に委ねる形態ということもありますし、それからまた大事なことは、公の施設の大きな活用の余地が生まれたこと、ここは非常に大事なことでありますので、この辺を市の担当者はしっかり理解して取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、施設管理リスクの見直してことになりますけれども、総務省による地方公共団体における行政改革のための新たな指針、いわゆる集中改革プランの策定を求めた指定管理への移行を求め、指定管理への移行を強力に推進したということがあります。これは職員定数の大幅な削減に貢献したし、また日頃の運営が苦情処理等、指定管理会社側で処理してしまうことで、自分の仕事として感じなくなってしまうということもありまして、この辺を、現場の実情が先ほど申し上げましたように見えなくなってしまう、公の施設の管理責任は設置者である自治体によっており、死亡事故等が発生すれば自治体と指定管理者が連帯して賠償責任が生じ、業務上過失致死等という刑事責任を負わなければならない。人手不足という、多忙を言い訳に指定管理者を監督することは怠っていると、大きなリスクを見逃すことになる。常日頃から現場主義を徹底し、リスクの低減を図ることを求められるということになっております。レジオネラ菌が発生したり、それからいろんな指定管理に対する問題がありますけれども、やっぱり現場主義でこういう問題に取り組んでいくということが必要であります。現状はどのようになっていますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

指定管理者の監督につきましては、施設の管理運営及びサービスの提供について、市と指定管理者との間で締結しました協定書や仕様書に基づき、適正かつ確実に履行されているかについて監視・チェックするためにモニタリングを行うことをガイドラインに定めております。

指定管理運営に際しては、災害や事故等の不慮の事態の発生を想定しました危機管理体制の整備や安全管理マニュアルの策定を行うこととしており、防災士の配置や防災に関する

る研修、訓練の実施状況はモニタリング及び評価の項目でもあります。管理運営を指定管理者に任せ切りになることがないよう、実地でのモニタリングを通じて指定管理者の管理状況を把握し、必要に応じて指導等を行っております。

- 20 番（野口哲男君） 問題が起きなければいいのですけれども、簡単な例を申し上げますと、東日本大震災のときに、ディズニーランドでは7万人のゲストが収容されていたと。そして、1万人のディズニーランドの職員がその安全を確保したと。ここは100、200ぐらいの施設があるのですけれども、2日に1回、180かな、180の施設ですね、2日に1回ぐらい安全管理の訓練をしたことというようなことで、事なきを得たというようなことがあります。

今後、やっぱり指定管理としていろんなところを委託するようになれば、そういう官民が合同で、この安全管理の避難訓練とかそういうものは必要であると思います。その点はしっかりね、行政がやっぱりお互いに指定管理者とタイアップして、こういう対応を怠りなくやっていくということが求められますので、その点はしっかりやっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

最後に、指定管理者制度のさらなる可能性ということで話をしますが、指定管理者制度の活用にとって重要なのは、地方自治法第244条の2第4項、これは管理の基準と業務の範囲を定めています。第5項は期間の定めです。第8項は料金を指定管理者の収入としていること、第9項は指定管理者が料金を定められること、そういうことでありますけれども、非常これ概略的であるから、その解釈によって公の施設の運営管理には大きな活用の余地が生まれます。

だから、この条文を正確に読み取れば、単に経費削減の手段、民間に丸投げという誤った認識から脱却して、公共資産の最大活用に結びつく第一歩となり得る、別府市の部局をまたがった担当者がしっかり理解をした上で、公共施設マネジメントイノベーションを行い、指定管理者のさらなる可能性に取り組んでいただきたいということであります。単に経費の削減ではなく、公の施設の活用が大幅に活用されたことが本旨であると、ここにいつも、この議員の中に地方自治法第2条、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、このことを私も申し上げまして、念頭にこの指定管理者制度を運営していただきたいと思いますが、いかがですか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

指定管理者制度の運営につきましては、施設の目的を最大限発揮できるよう、これまで現場におけるモニタリングの徹底、関係課で構成する指定管理者制度連絡協議会における運営の在り方の検討を行ってきたほか、外部行政評価委員会のほうも評価を受け、改善を図り、適正な管理運営に努めてきたところでございます。

今後も公の施設の設置者として、単にコスト削減の経済性や効率性を追求するだけではなく、質の高いサービスの提供がなされているか、評価検証しながら一層の改善に努め、利用者のニーズの多様化・高度化というものに対応し、満足度が高いサービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、関係課と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 20 番（野口哲男君） これ、物すごく知恵を出せば、この公共施設マネジメントに大きく貢献してくれるというふうになると思いますので、この辺はしっかり今答弁がありましたようにやっていただきたいと思います。市長、よろしくお願いします。

それでは次に、新たな観光振興についてちょっと質問します。

ツーリズムということを今言われております。ツーリズムとは何なんだろうかと、一般の市民方は、ツーリズムツーリズムって言っても理解できない人がいるのですよね。それに合わせてウェルネスということがありますので、このウェルネスツーリズム、これをど

のように定義として、概念として説明するのか、そこからお願いします。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

ツーリズムの意味といたしましては、観光、観光旅行や観光事業とされておりますが、観光庁においては観光の用語の定義として、余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動とされております。

また、観光事業といたしましては、旅行する人に宿泊施設や交通機関、食事等のサービスを提供するビジネスを指すものとされております。

○20番（野口哲男君） ウェルネスというのは調べてみたら、こういうことなのですね。私ちょっと勘違いしていたところがあったのですが、結局ウェルネスツーリズムというのは、心身のリフレッシュや健康の増進を図ることを目的とした旅行形態で、森林浴・温泉・ヨガ・フィットネス・レクリエーション等々ありますけれども、これはアメリカのあるお医者さんが提唱したことなのですね。ヘルスとウェルネスの違いってというのが、これはヘルスは健康に至る道程ということになるのですけれども、ウェルネスは心身の、例えば幸福度とかそういうものを追求していくと。だから結局、ヘルスとウェルネスが合わさった新湯治という概念が、ここでは説明されてしかるべきだろうと思うわけでありまして。

なぜそういうことかということ、私いろいろ、あまり過去のことを言いたくはないのですが、いよいよってこっちから今声が出てますけど、実はね、私の半生というのはかなり外国旅行をさせていただきました。個人でも行ったし、それからいろいろ調査とかそういうもので行きました。大分県の労働問題研究会の会長とか、いろんな労働問題の調査に行ったり、そして、あるときは今、観光カリスマという人が別府におられますけれども、若手の旅館ホテル経営者と一緒にドイツからイタリア、そういうところの、結局オンパクにそれがつながっていくんですけどね、そういうことを調査に行きました。

一番印象に残っているのはやっぱりね、ドイツ、バーデン・バーデンとか、それからイタリアのアバノとか、この前もその前もイギリスのバースとかありますし、ロトルアもありますし、そういう温泉観光地としての土地をいろいろ訪問させていただきましたけれども、特にヨーロッパでは温泉療法医というのがおられまして、その方がカルテを書いて、1週間なり10日なり、長くは1か月ぐらい滞在すると。私が行ったときに話題になったのが、ソビエトの当時の棒高跳びの選手でブブカという人がいたのですけれども、その方は1か月ぐらいアバノに滞在して、午前中ぐらいに治療というかウェルネスをやって、その後はおいしいものを食べたり、隣の国に行って観光したり、心身のリフレッシュをして世界記録が出たというようなことがありますので、スポーツ選手等はそういうことをやってみましたし、それからもう1週間ぐらい滞在する人は、ファンゴティカ、泥湯、泥ですね、泥パック、そういうものもやっていましたし、だから私がね、一番問題になるのは、別府市がどのような方向でこのウェルネスツーリズムをやっていくのか、これをしっかり確立した上で、やっぱり旅行商品とか、それから理学療法士を使ったいろんな問題とかそういうものをやっていく必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

別府市におきましては新湯治・ウェルネスツーリズムとしまして、古くからの湯治文化を継承し、科学的根拠を基に医療・美容・健康をテーマとして特別な体験ができることを別府市全体で進めていくものであります。

○20番（野口哲男君） これね、市民の方々にもうちょっと分かりやすく説明してもらいたいのは、私どもは一定程度皆さんからお話を聞くのですけれども、市民の方々はこの情報に触れる機会が今のところあまりないのですよ。それをどこかでしっかり説明していく、

理解を求めていくということが非常に大切になります。

最後に市長にこのことを聞かせてもらいますけど、どのように対応するかっていうのは、だから、私が言うのはこの新湯治・ウェルネスツーリズムということについて、今の状況の中でこれからサウンディング調査とかいろいろやっていくわけですけども、どのような方向でそれをまとめていくのかということについては、どのように考えているのですか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

今回の調査内容につきましては、別府市において新湯治・ウェルネスツーリズム事業を推進していくために、その核となる研究実践拠点の在り方の検討、立地場所に関する可能性基礎調査としまして、候補地の抽出及び源泉調査、また実現可能性を把握するためにサウンディング調査等を実施するものでございます。

○20番（野口哲男君） サウンディングというのが、一般の人分からないのですよ。その辺をしっかりとね、やっぱり議会にも説明するし、それから市民の方々にも説明していただきたいということで私は考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、やっぱりいろいろ考えてみると、今の温泉の現状を考えたときに、別府市の温泉の、稼働している温泉数、それから休止している温泉数、それから今後温泉をどのように保守管理していくのか、そしてまた私がいつも言っていますように、今稼働してる温泉源泉とは別に、休止してる温泉源泉については、別府市が買い上げてでもやっぱりしっかり次の、私はやっぱりバーデン・バーデンで見た限りでは、一切私用、私用の温泉源泉はないんです、全て公用です。こういうことも将来別府市が目指していく必要があるのではないかと思いますけれども、温泉課長、いかがですか。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

まず、現在の源泉の稼働数の数字でございますけれども、環境省が行う調査により、大分県が公表しております温泉利用状況報告書では、令和3年3月31日現在で、別府市の源泉総数2,854のうち、利用源泉数が1,912、未利用源泉数が942となっております。

次に、別府市の宝であります温泉資源の枯渇を守るためにというところの趣旨の御意見だと思っておりますけれども、これにつきましては別府市が抱える現状の課題については、昨年度大分県が発表した別府市温泉資源量調査の結果の中でも、報告もされており、その調査を踏まえ、大分県による保護規制として温泉の新規掘削を認めない特別保護地域が新たに2つ指定されたところであります。

別府市におきましても、現状に抱える課題解決と、持続可能な温泉安定供給と資源の確保や利活用等、今後の温泉資源に関わる将来を見据えた別府市全体の在り方を構築できる計画の策定に向け、現在準備しているところでございます。

○20番（野口哲男君） 源泉については、大分県が主導権握っていますから、別府市がそのことについて歯がゆいところもあります、はっきり申し上げて。

しかし、最終的に今、泉温が下がったり湧出量が減ったり、いろんなことが起こっておりますので、アボイドエリアの決定とか、かなり対策はしてきたようでございます。しかしながら、これ以上にやっぱり乱掘をしないというようなことも含めて、経産省としては地熱発電を何とか拡大していきたいという思いもあるし、そうかといって源泉の保守、活動のあれのためには保守と、それから確保するためには将来的にどういうふうにしっかりとした対策を取っていくのかということが、これ市長、大変大切ですからね。何回も言いますが、今後の温泉行政についてはしっかりとした方針を持って取り組んでもらいたいという思いがありますので、よろしくをお願いします。

答弁がありますか。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

今後も引き続き、大分県とも協力連携しながら、貴重な財産であります温泉資源の保護

と適正利用に向け、取り組んでいきたいと考えております。

- 20 番（野口哲男君） 経験をお話ししましたがけれども、やっぱり温泉観光地としては、温泉をいかに生かしたウェルネスツーリズムとか、そういうものをやるかというのは非常に大事なことです。オンパクは民間だけでやったので、ちょっと結果があまり出なかったのですけれども、今後はね、市長、やっぱり官民が協働してしっかり知恵を出して、そして民間にも理解していただいて、別府にはこれが必要なのですよという力強い協力を求める姿勢というのが行政にあるかどうかというのが判断されます。この点については、そういうことも含めてまだ時間がありますけれども、ゆっくりでいいですから温泉観光地別府の将来像について語っていただきたい。担当部長、いかがですか。その後市長、お願いします。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

温泉観光地の別府の将来像ということでございますが、今後の取り組むべき全体的な観光の施策の考え方につきましては、観光資源のさらなる磨上げと市民生活の調和の確保による、持続可能な観光地経営であるというふうに考えております。

具体的な将来の姿といたしましては、2つほど考えております。一つは本市の温泉を初めとする全ての観光資源がさらに磨き上げられるとともに、コンテンツ、つまり直訳すると内容でございますけれども、人材、エビデンス、つまり証拠でございますが、施設・設備などがあらゆる観光客を満足させ、消費を促し、かつ持続可能なものにすることと考えており、2つ目につきましては、観光と市民生活の調和が保たれ、かつ基幹産業の観光を初めとする、あらゆる観光産業等の発展により、エコシステム、つまり連携やつながりでございますが、が作られ、市民福祉の向上につながる好循環ができてることというふうに2点を考えております。

これらを実現することによりまして、上質で付加価値の高い別府観光の実現が期待できるというふうに考えております。

- 20 番（野口哲男君） 別府の将来像について今ちょっと語っていただきましたけど、私はそこで一つ、もう一つ提案したいのは、やっぱりよそにないもの、別府にしかないもの、こういうものを目指すべきだと私は思っているのですよ。せっかくこれだけの泉源、温泉の種類があって、そういうことが結局これまでのいろんな取組に欠如していた部分があるのではないかとこのように私は考えていますので、ヨーロッパのいろんなのを参考にしたり、それから観光カリスマさんの話もちょっと聞いてきましたけれども、やっぱりね、今いろんな観光地、コロナ禍においていろんな問題が起こっておりますけれども、やっぱりインターネットを使った仕事の仕方とか、働き方改革とかいろいろあります。

そのような中で、精神的に安定したものと健康というものを結びつけて、別府市がそれを取り入れていく、作っていくと。そのことが非常に大事だと思います。ただ私はね、今回のウェルネスツーリズム、新湯治という名前がつけました、国もこれを推進していくようでもありますけれども、湯治というのは昔から別府にあることなので、今度は新湯治という切り口で国が推進していくとすれば、別府市としてはそれと同時にどういうことをやっていくのかということが非常に大事なことです。だから、コンテンツとかエビデンスとか横文字をまず言う前に、日本語で結構ですから横文字を少し説明していただいて、それで市民に分かりやすく説明していただく。

そういうことで市長ね、やっぱり最終的にせっかく市長がこのウェルネスツーリズム、新湯治のウェルネスツーリズムという、提唱するわけですから、しっかりしたものを作っていくと、そして最終的に業者を選ぶときには公明正大、公平公正に選んでいくということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

- 市長（長野恭紘君） それでは、私から最後、まとめというかお話をさせていただきたい

と思います。

新湯治・ウェルネスツーリズムにつきましては、本当にまずは市民の皆さん方、市内の事業者の皆さん方になかなかまずは考え方というか、どうなるかということが示されていないので、説明も足りていないというふうに思っています。

こないだ、先般環境省の楠本さん来られて、議員の皆さん、そして私ども職員がまず、全体的な新湯治・ウェルネスツーリズムの考え方について現状を教えていただいて、これから別府の進むべき方向性を、何となくぼんやりながらではありますけれども、少し頭にみんなで思い描いていくことができたかなと。

これから、美容とか健康とかそういった分野のことについても、議員の皆さん初め市民の皆さん、事業者の皆さん方に、こうやって一緒に皆さんと一緒にやっていきたいというようなことをしっかりと、何度も何度も説明を尽くしてしっかりと進めていかなければいけない。3月までには調査項目の一定程度の方向性が出るだろうというふうに思っていますけれども、そこがゴールでは当然ありませんので、そこから先もずっと、絶えず市民の皆さんや事業者の皆さん方と一緒に情報共有して、どういうふうな方向性がいまいかということも協議をさせていただきながら、みんなで同じ方向を向いて稼げるまちなに向かって進んでいかなきゃいけないというふうに思っています。

別府市を見ると、私も温泉観光地にいろいろ行かせていただくのですが、こんなに既に整っている温泉観光地はないというふうに思いますし、こんなに大きな温泉観光地もないというふうに思っています。世界一の温泉のまちでありますから、それだけのものがあるもう既に備わっていると。泉質を見ても7種類の泉質がある地域というのは、もうなかなかあるものではありませんし、泉質ごとに腸内細菌がどういうふうな、温泉が効果があるのかというような、つまり見える化できていないので、効果をどういうふうな測っていくかと、見える化をするということがまず何より大事なことで、そういった湯治と新湯治の違いはやはり見える化をしっかりとやると、エビデンスと言ったらまた横文字になりますけれども、温泉の効果、これがどういうふうな効くのかということもしっかり皆さん方にお知らせをして、それでもって戦略的に観光を進めていくと、それが新湯治・ウェルネスツーリズムと言われるものだと思います。

500兆円のウェルネス産業の市場規模が世界中にあるということなので、新湯治・ウェルネス、体をやはり1年に1回別府に行って整えてメンテナンスするためには、リピーターとなって毎年毎年別府に来る方々を増やしていくと。そうなれば単価も上がっていくでしょうし、そういった観光戦略を立てた上で、新湯治・ウェルネスと言えれば別府だと、必ず1年に1回別府を訪れていただいて、その中で事業者の皆さん方がしっかりと潤うという、この好循環をしっかりと、これも見える化をして進めていかなければいけないなというふうに思っていますので、別府の未来は明るいと思いますし、別府でしかできないことがこのことだというふうに思っていますので。

ただ温泉枯渇の問題、心配というのはあると思います。これも温泉マネジメント計画というのを今同時に進めておりますので、これも見えないからやっぱり心配になるのだというふうに思えます。これもデジタルで見える化、できればして、あるところとないところの差もくっきり明確になってきているので、原則的にはもう新規掘削は、アボイドエリアの設定なんかもしましたし、これから先はできませんので、今あるものを使って、あるところとないところに供給を全市的にしていくような、膨大な時間とお金かかるとは思いますが、ここはまた民間企業なんかと協議をしながら、しっかりと見える化をして、皆さんの心配をしなくて済むような、そういうお知らせというか、お示しの仕方もあるのではないかとこのように思っておりますので、そういった温泉枯渇の心配を皆さん方、しないでいいように、そして産業として成り立つように、しっかりとこれからもこれを進めていきたい

というふうに思っているところでございます。

- 20 番（野口哲男君） 要約すると、市長はこういうことをやりたいというのは分かりましたけれども、やっぱり私が思うのは、民間を圧迫するのではなくて、民間、官民協働でしっかりしたものを作り上げていくと、民間にしっかり説明していただくということは絶対必要だと思います。だから、市長の考えが全て行政の中で一本化されるように、しっかり働きかけをしていただいて、副市長以下皆さんが、よしこれやるんだという一致団結した取組をしていただきたいと思いますので、以上、私の質問を終わります。

（議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く）

- 4 番（阿部真一君） 自民党議員団の阿部真一でございます。

本日、防災行政についてまず初めにお聞きしていきたいと思えます。

皆さんの記憶に新しい 2016 年、7 年前の熊本地震、別府市でも大きな災害に、震度 6 弱の災害に襲われ、そのときに各小中学校、地区公民館で自主防災会や地域の方々に協力してもらいながら、訓練の成果である避難所を開設していった経緯があります。

全体的に見ると、1961 年の昭和 36 年に災害対策基本法が策定されております。そして 1995 年、平成 7 年に阪神淡路大震災が起きました。2011 年に東日本大震災が発生しております。このときに国のほうで今日質問をさせていただきます、当時は災害時要援護者の避難支援ということでいろいろな検討チームを作り、検討課題として国のほうで検討されてきました。そして近年、2013 年、平成 25 年、災害対策基本法の改正がございました。このときに、今回質問させていただきます避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定されております。そして 2021 年、1 年前、令和 3 年の 5 月に災害対策基本法の改正をされております。

その中で、国のほうの流れとして、やはり地方自治のほうにこのような取組をしていただきたいということで、いろいろな要請がこの 1 年前からあっていると思えます。災害対策基本法は、平成 25 年 6 月に施行されております。この令和 3 年 5 月に改正された中で、災害時の避難における支援を必要とされる方、避難行動要支援者として避難行動要支援者の名簿を作成する義務が市町村につけられました。この取組について、別府市はどのように行っているのか、御答弁ください。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市におきましても、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供ができるようになりました。

また、同意を得た方の名簿をあらかじめ地域の関係者へ提供しておくことで、対象者の把握や個別計画の作成を進め、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的に取り組んでいるところです。

- 4 番（阿部真一君） それでは、この避難名簿、別府市のほうが行政のほうで整理して各課に情報収集して整理したと思えます。別府市のこの名簿の現状について、御説明ください。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により、別府市におきましては平成 29 年度より避難行動要支援者名簿の作成を行っております。令和 4 年 9 月 1 日現在、避難行動要支援者名簿掲載者数は 5,493 人、そのうち名簿情報事前提供同意者数は 2,743 人です。

名簿掲載者数の主な内訳としまして、障害者手帳該当者 2,043 人、要介護認定該当者 1,841 人、両方に該当する方が 1,196 人です。

また、個別計画作成に係る同意者数 2,743 人のうち、個別計画の全ての公告が記載されているわけではありませんが、個別計画の提出者数は 2,420 人でございます。

- 4 番（阿部真一君） 今、答弁がありました。個別計画作成に係る同意者数は 2,743 名、

うち計画作成者数は2,420名ということで、これは旧来の法令の下、行政のほう把握している数字であり、昨年改正された部分の数字とは若干誤差があると思います。

この問題をこの議場で取り上げたきっかけは、やはり熊本地震以降、それ以降地域のほうの防災訓練、防災士さんを含め、やはり防災の意識は市民のほうではかなり高い現状にあります。その中で、住民が自助・共助の中で何をしていくか、そして行政として災害が起きたときにどのように市民の皆さんに指示していくか、そういった部分でこの避難行動要支援者の方、弱者の方、弱者と言ったらあれですけど、ごく範囲が狭いのですけれども、非常に別府市の場合、ともに生きる条例等もあり、障がい者の方に対して、大変大切な取組であると私は考えており、質疑として取り上げさせていただきました。

その中で、今現状別府市のほうは、訓練等はかなり自治体含めて機運は高まっているようにあるのですが、公的な面でこの避難計画、要支援者名簿の掲載、これをどのようにして市民の皆さんが受け取っていくのか、そこの部分がやはり、まだ行政のほうがお示しの仕方が曖昧って言ったらあれなのですけれども、ホームページにもどういった方が要支援者に当たるか掲載はされておられません。

その中で、先ほど課長答弁ありましたが、この避難行動要支援者の対象者、要介護認定2から5、身体障害者手帳、1、2級の交付を受けている方、療育手帳A1、A2の交付を受けてる方、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている方、5番、障害者支援区分2から6の認定を受けてる方、そして大分県から特定疾病の受給証明書を交付されている方、そして自治委員、民生委員などから特に必要だと提示をされてる方、これが今さっき課長が答弁いただきました2,743名の、別府市内で避難行動要支援者に当たる方だと認識しております。

この認識が、やはり事前に高齢者福祉課などで、社会福祉協議会、そして民生委員さんのほうで名簿の収集をお願いするときに、やはり行政側として公の部分でしっかり民間の方にお伝えする部分が、少し配慮が欠けていた、そのように私は思っております。その中で、今後この名簿を使ってこの支援者の方の計画を作っていく方向性にあると思うのですが、この個別避難計画の作成、市町村の努力義務として国は示しております。

そこで、この作成する部分で、別府市はどのように対象者を把握しているのか、そして今後この計画をどのように進めていくのか、御答弁いただけますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

災害対策基本法の改正に伴う関係でありますので、防災危機管理課のほうから答弁させていただきます。

個別避難計画は、災害時に自力で避難が困難な人に対して、個別に避難の行動計画を本人の同意の下に作成するもので、本人の状況はもちろんのこと、避難先、避難を支援する人などを記載することが必須となります。対象者は避難行動要支援者名簿に登録された方が対象となり、居住場所のハザードの状況や本人の心身の状況、また独居等の居住実態を考慮し、優先的に作成する方はおおむね2,500人程度と見込んでおります。

なお、計画作成の目標年次であります。優先度の高い方を令和3年5月からおおむね5年以内に作成することとなっております。

○4番（阿部真一君） おおむね5年以内にこの計画を個別に作成していくことに、努力義務として国のほうから示されております。その中で、現在この地域のほうでも、恐らく行政のほうでも、2年、3年、自助・共助の面を勘案していろんな取組をしていく中で、課題として共通の部分があると認識しております。

その中で、この避難名簿を作成するのは高齢者福祉課が主導でされてきました。今後、この名簿を基に個々の避難計画を作るときに、これは別府市、先進的な都市としてインクルーシブ防災を五、六年前から取組として進めております。その中で、やはり各課庁内

横断的に情報、そして問題点を共有する必要があると思います。やはり、民生委員さんとかいろんなこういった名簿を作成するに当たってお聞きするのが、その中で我々はこの名簿を作って、その後避難計画を作る、避難をいざ有事のときするってなったときに、やはり我々、私ではちょっと難しいのです、そういう声がやはり市民の皆さんからお聞きます。多分恐らく、市のほうもいろんな業団体をお願いしていくことは共助の中で大変必要なことだとは思いますが、その先が、やはりこういった問題を民間、関係団体のほうに行政のほうからお話ししたときに、その先の解決方法が行政側も持たれていない、またその課題を受け取ったときに、民間側もどのようにしてその避難行動を実施に移したらいいかわからないっていうのが現状であると思います。

その中で、やはりこの個別避難計画は、まずは先ほど言ったみたいに当事者本人、御家庭、自助の部分が基本になると思います。その中で、やはり共助・公助の部分で、行政側がどのような先々の見通しを持ってこの名簿、そして個別避難計画を進めていくのか、しっかりした考えがそろってから各団体にお示しをして、協議、そして協力をお願いするのが方向性の一つではないのかなというふうには思っております。

この計画を進めていく中で、現時点で行政はどのように考えているのか、お答えいただけますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

個別避難計画は、当事者自らが作成する自助で行うことが望ましいと考えていますが、難しい面があるのが現実であります。

そこで、当事者自らの計画作成が難しい場合に、共助の考えの下、当事者本人と地域にある自主防災組織や、団体企業などの皆様が協力しながら、地域コミュニティーの向上も視野に入れ、地域力を持って計画作成を推進していただきたいと考えております。

しかしながら、個別の事案に、事情によりまして、作成対応が難しい場合には行政が計画作成を支援する公助を取り入れるなど、同意があった全ての対象者の計画作成が重要であると考えております。

○4番（阿部真一君） 令和4年6月28日、総務省のほうから通達が来ている分があると思います。避難行動要支援者名簿、そして個別避難計画の取組の状況調査ということで、総務省のほうから所管課に通達が来ている部分があると思います。先ほど課長答弁がありました自主防災会、団体、企業、そういった方々に要請する共助の部分、それはこの七、八年間、地域のほうに行ってもかなりの面で機運というか熱量があるというのは感じます。

やはり、ここで行政側が考えていかなければいけないのは、やはり公助としてどういった部分は公としてするか、実際とやはりそれは予算になると思います、予算。この避難計画を作るのも、総務省のこの通達であります1人当たり7,000円の予算をつけて、地方交付税に合算して都道府県に予算措置をしますと。その中で、国のほうから市町村に通達が来てると思います。その中で、別府市のほうは次のステップとしてその避難計画を作り、その次、その避難計画を動かすときにどういった業態、どういった関係団体をお願いしていくか、その先が公の、公助の部分でしっかりした考えを持って民間の皆さんに御協力、共助の部分でお願いしていく必要があるのではないかなと思います。

これ、予算とお金の問題を言っているのではなくて、避難計画を作る、職員さん一人一人皆さん実態として自分が避難計画を作ってくださいと言われてきたときに、恐らく有事のときにじゃあ自分が行けるか、その計画を作った当事者を考えたときに、恐らく計画はできるけどいざ有事のときは私そこに行けない、家族のこともあるし遠方だしできない、いろんな状況があって、助けたいけど助けられない人が計画を作る場合もあります。その中で、先々を考えて国のほうから通達が来ていることだとは思いますが、その点を含めて、やはり今回2年、去年から交付税として措置をされていますが、別府市の取組としてはインクルー

シブ防災を積極的に取り入れております。令和3年度予算ベースで637万円、令和2年予算618万円、令和元年604万円、これは啓発訓練も含めたところの旧法改正の中での予算措置をしています。啓発と訓練はかなりの重点と予算を寄せていると、市のほうは思います。今後計画を作る、いざ有事のときに実行するときに当たって、どのような考えを持っているのか、それがやはり関係団体の皆さんには見えてこない実態があります。これ全部うちらがやらないといけないのかいと。その中でやはり公として、行政としてはここまでやります、地域の皆さんと一緒に共有して、問題を解決していくことをお願いしますという方向性が、やはり各業界のほうで見えてこないのではないかなというふうに、私は民間の方のお話を聞いて感じるところであります。

その部分を考えて、個別避難計画の作成に当たって、福祉部局と防災部局、担当部、担当課がまたがっておりますが、その観点からどのように連携をしていくのか、今後の連携含めて御答弁いただけますか。

○防災局長（白石修三君） お答えをします。

個別避難計画は令和3年5月に法改正で市町村の努力義務となりましたが、別府市では新型コロナウイルスの感染症、また対象者が高齢者であったり障がい者であったりということで、感染防止の観点から、ちょっと進んでいないのが実情であります。今後、個別避難計画の作成においては、防災の知識、それと福祉の知識を融合させ、後しっかりと行政内部でも体制を整え、対処していく必要があると考えております。

先ほど課長が答弁させていただきましたが、個別避難避難計画の作成に当たっては、共助、自助・共助、地域の力が不可欠であります。そのためには、この制度を市民の方、対象者だけではなく市民の方にも理解していただくために説明会の開催、市公式ホームページでの制度の周知、また地域で協力しやすい環境づくりが重要となってくるというふうに考えております。

また、個別避難計画の注意すべき点としては、計画作成で終わりではなく、計画に基づく避難訓練、また当事者本人の状況に合わせた計画の更新も必要となってきます。私どもでは、今現在課題の把握、その課題に対する改善策の立案、計画作成に当たって円滑にするための手法の検討、他都市での円滑に進めている取組状況の調査など、あらゆる点で検討しているところであります。

今後、おおむね5年以内、法改正から5年以内です、令和7年度末になろうかと思いますが、優先度の高い方を対象に、個別避難計画の作成に向けて取り組んで、別府市独自の制度も構築しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○4番（阿部真一君） この件、担当課、局長含め、2時間、3時間かけてかなりるる協議、いろんな意見交換をさせていただきました。大変、別府市の中で大切な問題であり、住民意識もやはり高い問題であります。

その中で、やはり、自助が一番大切、もう一番基本になると思います。共助の中で住民の方と行政がどこまで協力し、やっていくのか、そして公助の部分で何があるかという、やはり別府市が今まで進めてきた防災関係の防災マンホールトイレとか、公園の設備とか、いろんな面で予算をかけていただいた背景はございます。

その中で、やはり今度この避難計画に関しては避難名簿の作成を基に、やはり実行として動ける組織がどこなのか、実際有事があったときに誰がそこに助けに行けるのか、名簿を作った人が、やはり私が助けに行かないといけないのという認識を持っているというのは、やはり当然受けたほうとしてはそういうふうに思う気持ちが十分私は理解できますし、そういった行動をなかなか移せないのやわという人が多いのが実態であるというのは、当局のほうも理解していただきたいと思います。

その中で、やはり実際どのように動いていったらいいのか、私も少ない知識の中で考え

たときに、国は自衛隊があります。行政側は消防の本署、職員、災害のときにあると思います。そして民間のほうで行くと、非常勤特別職の地方公務員である消防団、そういった方々が実際有事のとき、非常事態に動ける組織としてあります。その中でやはりプランがあり、ドゥーが、動かすときに、実行するときにやはりその先まで行政は考えて、民生委員の協会なりにこういった名簿を作る、こういった形で実行して動かしていくとこうなりますという道筋を、やはりもうそろそろつけていってほしいなというふうに思っております。

消防団員のほうの年齢で行くと、今のところ404名、男性が357名います。団員が212名、半分以上が団員であります。団員の平均年齢が41.7歳であります。団員のほうは、これ班長、部長、副分団長、分団長合わせると、全部の平均年齢が64.5歳になるのですけれども、ほぼほぼ消防団の団員は若い年齢層であり、いざ有事のときは、自助を一番確保して、家族の安全を確保し、地域の皆さんのために活動する準備ができている団体の一つであります。

その中で、やはりそういった部分を勘案して日頃からこういった避難計画の中にこういった団体に意見を聞くとか、そういった部分を今後先に進めていっていただきたいと思っております。この分、この防災の部分に関しては、苦言としてちょっと言う部分が多かったのですけれども、恐らく向いている方向は皆さんと同じであります。やはり、しっかり伝えるべきは民間のほうに協力をお願いする、その分に対して労力として費用弁償の予算をしっかりとつける、そしてこういった有事の場合に、行政としての解決方法をしっかりと持ち、解決方法がなければいろんな問題を想定しながら、関係団体と協議をして、この別府市の福祉に明るい防災のまちにしていっていただきたいと思っております。

何か最後に答弁あれば、よろしいですか。

○防災局長（白石修三君） お答えをします。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、現時点で個別避難計画の作成に当たって、いろんな検討をさせていただいております。当然作らないと、努力義務ではありますがインクルーシブ防災の件もあります。私どもではしっかりと優先度の高い方に対して、災害時にも不安なく命が守れる取組をしたいというふうに考えております。いろんな手法の中で、どれがベストなのかというのは今検討しているところです。あらゆる検討の中で、進めさせていただきたいというふうに思っています。どちらにしても、コロナの影響等もありまして、ちょっと出だしが遅れているという部分もありますので、そこはしっかりと当事者の方にも当然理解をしていただいて、計画策定については同意が要るということですので、そこまでしっかりと理解していただいて、また周りの自助・共助についてもしっかりと皆さんで支えるという仕組みを作って、地域、もう一番お住まいのところで避難を支援していただけるというのは、また地域の方が一番というふうに思っていますので、そこは体制をしっかりと検討を続けて進めさせていただきたいというふうに思っています。

○4番（阿部真一君） 分かりました。この防災について20分ぐらいと思っていたのですが、すみません、ちょっと熱くなりましてちょっと長くなりましたが、ぜひ別府市、他都市からも注目されるインクルーシブ防災という取組があります。その先の動きを、やはり災害が今ない時点でしっかりと冷静に考えて、問題を抽出して次のプラン、次のアクト、改善につなげていっていただきたいと思っておりますので、どうぞ、防災局長だけでなく、市民福祉部長もいきいき健幸部長も、いろんな課にまたがる問題があると思っておりますので、庁内で問題を共有して取り組んでいっていただきたいと思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、次に教育行政についてお聞きいたします。

学校運営協議会の在り方ということでお聞きしていきたいと思っております。この学校運営協

議会は、8年ぐらいになるのですかね、別府市に推進の委員会ができて、全校に設置を、学校運営協議会を設置した学校がコミュニティスクールということで呼ばれるということのできた背景がございます。

まず、この学校運営協議会の主な役割として、まず学校長が制作する学校運営方針の承認、そして学校運営について、この委員は教育委員会、校長に意見を述べるができる、そして教員の任用に関して、教育委員会の規則である定める事項について意見ができるということ、この3つ、この学校運営協議会の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5に書かれております。

その中で、今現在七、八年たったこの学校運営協議会なのですが、別府市の状況がどうなってるのか、当時を振り返りながらぜひ設置の目的と当時の経緯、そして今の現状を御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学校運営協議会制度は保護者、地域による学校への支援や協力を促進し、地域に根差した学校づくりを進めることを目的として、市内全ての公立小中学校に設置をしているところでございます。保護者や地域の方などが委員となって、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みであり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること及び、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べる事が、別府市としての主な役割となっているところでございます。

学校運営協議会が設置された学校をコミュニティスクールと呼びます。先進地視察、推進委員会の設置等を経て、平成27年度に小学校4校と中学校3校が、そのほかの学校は平成28年度に学校運営協議会を設置しているところでございます。

○4番（阿部真一君） この学校運営協議会、私も学校のほうの委員として参加をさせていただいておまして、学校活動の中で目的はやはり学校と地域、そして家庭、全ての面が共存して、お互いの活動、そして活動の意味を理解し、情報共有をし、その真ん中に子どもを置いて、地域、家庭、学校のほうで子どもを見、育てていくというのが根幹にあったんだろうというふうに思いますし、今も思っております。

この七、八年稼働しております学校運営協議会、各小中学校で導入されておりますが、この学校運営協議会で出された意見がどのように教育委員会のほうで判断し、それをまた具現化しているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学習支援や実技支援、登下校の見守り活動、キャリア教育への参加や協力、学校環境の整備等の支援を地域の方々からいただいているところでございます。学校運営協議会の意見に基づき、不登校生徒への支援として登校支援ルームの設置やオンライン授業、親の会を開始した学校もございます。

また、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業と連携し、防災教育に取り組んだり、自治会と子どもの意見交換会を開催したりした例や、子どもと学校運営協議会との話し合いから、その中で出た要望を市に届け、通学路の改善につなげた例もございます。中学校区の連絡会にて、各校の取組を還流しています。

今後も教育課題の解決に向け、学校運営協議会を中核とした取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○4番（阿部真一君） この学校運営協議会、導入した当初、やはりこの運営協議会って何らかの活動をしないといけないのか、またそういった運営協議会で出た、中で出た問題点を解決し得るには、例えば労力が少ないとか、予算が少ないとか、各団体に結びつけるコーディネーターが不足している、いろんな意見が恐らく当時教育委員会に寄せられたと思います。私もそこを勘違いしてる分があって、この学校運営協議会は地域、学校、保護者、

あらゆる活動、個別の問題などをその場で情報共有して、やはりその場で意見として解決できる問題、アドバイスできる問題としてはこの協議会の中で話していくことにはすごく効果、成果があるというふうに考えております。

先ほど答弁ありました学習支援、登校時の見守り活動、キャリア教育への参加協力、学校環境の整備等いろんな部分でこの学校運営協議会から出された提案によって、市教委のほうで予算化している部分があると思います。

ここがちょっと最初お聞きしたいのですが、学校運営協議会が出された意見、市教委はどのような把握をして、どのような選択をしてそれを予算化しているのか、その予算措置を含めて御答弁お願いできますか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学校運営協議会は、年度末に学校関係者評価書を学校長に提出いたします。教育委員会は、学校長が対応策を追記いたしました評価書にて報告を受け、意見等その対応について把握を行っているところでございます。

併せて、学校からの要望等につきましては、定期に行う学校長との面談等にて把握を行い、課題解決に向け、組織的対応や予算措置等の検討を行っているところでございます。

○4番（阿部真一君） ここが一番学校運営協議会で、私自身もそうなのですが、ちょっと勘違いしていたところで、出た問題の解決は、校長を通じたりいろんな委員の会長を通じたりして、市教委のほうには恐らく声と報告書は上がっています。それが翌年度、またその次の年度に具現化されるときに、やはり見える形で行っていく必要があるのではないかなど。予算書見れば、学校整備費予算とかいろんな科目のいろんな経費の中で、予算項目の中で、恐らくこの学校協議会の中で出た問題、解決は市教委のことで恐らく尽力をいただいている部分があると思います。

ただ、やはり校長会とかを通じて、この学校運営協議会がやっぱり七、八年たっているということで、恐らく協議の中身も、会議に出ても帰るといふような形で、問題提示が少なかったり、問題解決がどのような結果になったのか、解決策も提示ないまま時間が過ぎていってるのが現状でありますので、もう一度原点に帰っていただいて、この学校運営協議会はさっき言った3つの観点で、やはり各学校に設置をされておりますので、学校長に、校長会等を通じてやはり学校運営協議会が出た問題点、その部分でやはり教育委員会が予算措置来年度、または緊急にしないといけない分は見える形で提示をしていただきたいと思います。

とある学校は、やはり問題点ができたらやはり校長先生、自分ところの学校で何とか解決しようと思います。保護者をお願いしたり、そこの地域の皆さんをお願いしたり、それがコミュニティスクールのいいところであり、公的な部分の行政のほうは見えにくい部分であるかと思いますが、いろんな取組をしている学校があります。その中でやはり、3か月に1遍ぐらいでも校長会で集まったときに、学校運営協議会が出ている問題点をヒアリングするとかペーパーで出してもらおうとかいうことを、積極的にしていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

教員の再雇用ですね、退職教員の再雇用ということで少しお聞きしたいと思います。

この退職した教員の再雇用というのは、ここ最近教育現場の教員の不足、そして新人、新しい先生方の知識不足を埋めるために、やはり経験を有した退職の教員の方の知識や経験、スキルというのは非常に大切だといふふうに思います。この退職した教員の知見がどのように生かされているのか、そして再雇用のときの形態、状況を御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

再任用の形態といたしましては、教諭、臨時講師、非常勤講師、指導主事等の県費職員

と、公民館長や教育相談員等の別府市会計年度任用職員があります。

今年度の再任用の状況といたしましては、22人の定年退職者のうち14名を再任用しており、内訳は教諭7名、臨時講師3名、非常勤講師1名、指導主事1名、公民館長2名でございます。

- 4番（阿部真一君） とある県教委のホームページがありまして、ほとんどの県教委、大分県教委もそうなのですが、ちょっとホームページが暗い、暗いというのも再度新しく働く現場としては少し明るさのないホームページの再雇用の案内が、どこの、県下の教育委員会のホームページであります。その中で、やはり東京都のほうのホームページなのですが、見るほうも、もう一度学校現場にやはり戻ろう、子どもたちのために、そして後輩の教員のために自分の知識を使いたいという気持ちを駆り立てられるようなホームページがありました。やはり、この中でやはり、退職された教員の皆さんは経験、豊富な経験とノウハウを持っております。そして先生方というのは、若くても年齢が行っていてもやはり子どもたちから見れば、いつまでたっても先生なのであります。その子どもたちを教育する、次世代を担う若い先生にとって、やはり退職された教員は子どもたちに寄り添う手法、そして若手教員の充実した指導支援を行ったり、専門性を発揮できるすばらしい能力を持たれている方も中には多いと思います。そして、地域の中でもいろんな分野で退職された職員の方の生きる場所というのは多くあります。

別府市の中で、県教委のほうで恐らく、雇用としては配置されていることではあります。市教委としてもやはりもうちょっと明るい形で再就職のリーフレットを作ったり、あまり教育現場のほうに対して硬直化するようなことがない部分で取組をしていただきたいと思います。その分は質問にはうたってはありますが、退職した教員の職場環境への新しい取組とか、考えについてもし御答弁があれば、部長か教育長からいただきたいのですが、いかがでしょうか。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。ありがとうございました。

退職された先生方というのは、本当採用されて様々な教育に携わっておりまして、子どもたちの理解力、それから指導力、様々な知見を持っておられると思います。退職された後、若い教員たちにこういう場でアドバイス、助言、あるいはその先生の知見が発揮できるようなそういう場をとということで、現在は館長さんとかあるいは指導主事とかあるいは退職した再任用の校長先生のほうも今配置ができるようになりましたので、議員さんおっしゃいますように、何か希望が持てて、自分の今までの生きざまとかそういう教師の力が発揮できるような、何かそういうものができるだけホームページ等で、また市内でもぜひ周知できるような形をちょっと真剣に考えていきたいと考えております。ありがとうございました。

- 4番（阿部真一君） これは県教委の兼ね合いがありますけれども、やはり別府市は別府市の教員の状態が一番知っているのは別府市の教育委員会でございますので、ぜひ何らかのリーフレットや、そういった退職校長会などを通じて、明るい働く現場として一番ふさわしい場所として教育の現場になるように、取組を加速させていっていただきたいと思っております。

先日、この小中学校の採用の数字もありました。小学校教諭で1.3倍、中学校教諭で3.3倍、全体で453名、これ全部高校も含めますけれども、2.9%から2.8%の倍率でということ、やはり教職員を仕事として選ぶ人が少なくなっているのは現実あると思います。その中で考えても、やはり退職していく先生の知見や経験、そしてスキルというのは、やはりかなり大切になってくると思いますので、県教委だけの考えにとらわれずに、別府市市教委でも独自の再雇用の在り方、再雇用の先生の活躍のツール、在り方を考えていってほしいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、次に行きたいと思います。

すみません、議長、冒頭に、そのまま教職員の研修についても、そのまま教育委員会に続いてお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、教職員のほうの研修について少しお聞きしたいと思います。教職員の、1点だけ教職員の人材育成について、今現状、教職員のほうは研修等はどのような取組を行っているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

県が企画する経験年数に応じた指定研修や教科研修、管理職研修に加え、別府市独自の取組といたしまして、教育講演会の開催や新採用者研修、人権研修、学校マネジメント研修等を実施しているところでございます。

また、各学校は毎年研究テーマを掲げて継続研修に取り組むとともに、教科や児童生徒支援等に係る各学校の担当者が定期的に集まり、課題解決に向けた協議と研究を進めています。

さらに、再任用教員が新採用者や経験年数の若い教員への指導を専門に行ったり、管理職や主要主任、先輩教員等が職員への指導、支援等を行ったりする等、日々の業務を介した人材育成、オン・ザ・ジョブ・トレーニングに取り組んでいるところでございます。

併せて、市教委から各種研修会を紹介するとともに、学校や教科部会からの要請を受けて講師を招聘、派遣する出前研修講座を実施する等の取組を通して、自己啓発を促しているところでございます。

○4番（阿部真一君） そのまま3番の、職員のほうの研修育成についても併せて答弁してもらいたいと思っておりますが、職員のほうの育成のほうはどのようになっていますか、御答弁ください。

○職員課長（河野伸久君） お答えします。

職員の育成につきましては、別府市人材育成基本方針に基づいて行われております。求められる職員像として、大きく3つの柱を掲げて取り組んでおります。

1つ目は強い責任感を持ち、正しく判断・決断でき、実行のある職員。2つ目は専門知識とコスト感覚、及び社会人としての良識を兼ね備えた信頼される職員。3つ目は柔軟かつ敏速に市民の声に耳を傾ける職員でございます。

この求められる職員像の実現のため、研修を実施し、職員の育成に努めております。

○4番（阿部真一君） それでは、先ほど教員のほうの研修の流れをお聞きいたしました。職員のほうは具体的にはどういった育成のための研修を行っているのか、御答弁ください。

○職員課長（河野伸久君） お答えします。

新採用職員から管理職まで、役職ごとに実施する階層別研修、税務・財務・契約などの専門的知識の習得を目的とした職場外研修、並びに派遣研修、職員個人の資格取得を支援する自己啓発研修を行っております。

○4番（阿部真一君） 今の、別府市の職員の研修の実態と、学校の先生の教職員の研修の在り方ということで御答弁いただきました。この質問をしたのは、先ほどの防災ではありませんが、やはり行政の現場で現在も、今からも多くの職員、先生も含めて教職員の専門性、スキル、知識というのはかなり現場の中で必要とされる場面が多くなると思います。

その中で、今後、多種多様な市民ニーズに対応するには、やはり専門的知識、専門的経験を有する職員が、教職員がどれぐらいいるのか、それをやはり担当課はしっかり把握しなければならないと思います。その中で、現在別府市の市役所のほうで有識的な資格を持っている職員がどのぐらいいるのか、把握してる範囲で構いませんので、御答弁願えますか。

○職員課長（河野伸久君） お答えします。

まず、採用時における資格を要件とした専門職がでございます。具体的には保育士、保健

師、臨床心理士、看護師、栄養士、管理栄養士、介護士、司書の資格がございます。そのほかに社会福祉主事、精神保健福祉士、衛生管理者、土木施工管理技術者などの様々な資格を有しております。

- 4番（阿部真一君） 採用時に専門職を有する資格ということで、採用する、試験を受けるときにまず有する試験の必要があると思います。

何でこの資格とこういった経験のスキルの質問をしようかと思ったのか、僕自身資格は、持っておりません。いろんな財政課の方や福祉の方、教育の方、いろんな担当課の方とヒアリングや聞き取りをしていく中で、職員さんの知識というのはどの辺でスキルアップをしていっているのかなというのを、昔から不思議に思っておりました。自分がその職場に職員として立ったときに、まずできるかどうか考えたときに、やはり優秀な先輩、上司である職員がいて、いろんな人からの経験をいただきながら、自分が市民と接したときに政策職務を遂行していくというふうには想像はできたのですけれども、やはり今若い職員の中で、そういった財政であれば財政の知識、福祉であれば広域にわたる多様な福祉の知識、観光であれば民間のいろんな目的、温泉であり観光であり、商工関係の知識を持ったいろんな多種多様な場面、職員さんには求められると思います。

その中で、別府市の職員は155種類の資格を持って、延べ580人の方が資格を、いろんな様々な資格を持っているということでお聞きをしております。特に、福祉の現場においては専門的知識と経験が必要とされる場面が多くあると思います。職員の持つ資格や専門性、経験をやはり今後人事配置していくときに、やはり管理職だけではなく、市民に相対する係長、課長補佐、そして普通の主査を含めた若手の職員に、やはり人事の面で配慮していく必要があると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

- 総務部長（末田信也君） お答えいたします。

福祉の職場に限らず、専門的知識、それから経験については、職務を遂行する上で非常に重要と考えております。これまでも適材適所により、全体の人事配置を行ってきました。

今後につきましても職員の能力、それから適性を見極めた人事配置を引き続き行っていきたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） ぜひ、この部分、もうずっと続いていくことでもありますので、ぜひ庁内でしっかりと部長、課長のところは職場の若い職員の、細部までとは言わないですが、細部まで配慮して、職員の指導にも当たっていただきたいし、もう何でもかんでも外や民間に振るのではなく、自分がその立場になったときにできるかどうかまで考えて、職員のほうに指導等していただきたいと思います。

少し早いですが、今年的一般質問を終わりたいと思います。本日終わります。ありがとうございました。

- 議長（市原隆生君） 休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

- 議長（市原隆生君） 再開いたします。

- 12番（加藤信康君） 市民クラブの加藤信康と申します。

本日最後の質問ということで、できるだけ簡潔に議事運営に御協力をいたしたいなというふうに思います。1項目だけですので、何とか早く終われたらなというふうに思います。

今日はインボイス制度についてということで質問を今回上げさせていただきました。国税、消費税に関わる国税の問題ですので、地方自治体にとってはさほど関係ないのかなと思いつつも、実はどうも市民、国民にとっては、非常に影響が出ている。インターネットなり新聞等では反対運動等もまだ起きているという状況で、少しどういう制度なのか、市民の、また国民の皆さんに知っていただく、そしてぜひ適正な対応をしていただきたい

という思いで質問させていただきたいと思います。

消費税が1989年に導入されて、もうはや34年ぐらいたちます。消費税というのは、最終消費者であります我々市民、国民が払った税金を、企業なり事業者が代行して国に支払う、そういう制度だというように思うのですけれども、納税をするということですね。この33年間で、当初3%だったのがはやもう10%、軽減税率というのもありますけれども、入ってきました。ニュース等を見ますと、もうやっぱりこの国の、日本の税制の中の主流になってしまっていて、令和2年に所得税の税収を上回ったという、今や21.6兆円というふうに言われています。1%増税すると約2兆円の税収が上がると言われているわけですが、この消費税に関わる大きな制度変更があるのですが、すみません、このインボイス制度、分かりやすく言うとどういう制度なのか、分かる範疇でお願いいたします。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

インボイス制度の概略について御説明いたします。インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい、2023年、令和5年10月1日から導入される消費税の仕入税額控除を受けるための制度であります。

仕入税額控除とは、間接税である消費税を重複して納税することがないように、事業者が消費税を納付する際、商品などの売上げによる消費税額から、仕入れや諸経費にかかる消費税額を控除することを言います。この控除を受けるためには、買手側は売手側から発行された仕入品などの消費税の適用税率や、税率ごとの消費税額などが記載された適格請求書、インボイスを保存する必要があります。

一方、仕入品の売手側が適格請求書、インボイスを発行するには、インボイス発行事業者として所管する税務署長に対して、2023年、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

インボイス制度が導入される背景としましては、令和元年10月の消費税率の変更が上げられます。現在、ほとんどの商品には10%の税率が適用されていますが、皆様御承知のとおり、食品などには8%の軽減税率が適用されているものがあります。これまで取引先から発行される請求書があれば、仕入税額控除を受けられる仕組みになっていましたが、2つの税率が混在しているため、従来の請求書や領収書などではどの商品がどの税率なのか、消費税額は幾らなのかなどが一目で把握しづらくなっています。

そこで、インボイス制度を導入し、発行者の氏名や名称、取引内容、取引金額、適用税率、税率ごとに区分した消費税額などを正しく記録し、より正確に消費税の納付額を計算できるように変更しようとするものであります。

また、年度の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由で消費税の免税事業者になっている個人事業者や法人は、適格請求書、インボイスの発行ができず、取引先である買手側が仕入税額控除を受けることができません。したがって、適格請求書、インボイスを発行しようとする場合は、同様にインボイス発行事業者として所管税務署長に対して登録申請する必要が生じます。なお、この場合免税事業者から課税事業者となります。

ただし、インボイス制度導入後2029年、令和11年までの6年間は、激変緩和の観点から免税事業者からの仕入れについても、一定割合を控除可能とする経過措置が設けられています。

○12番（加藤信康君） 分かりやすくというお願いをしたんですけど、さっぱり難しいですね。今回の制度は、消費者という多くの消費者にはあまり関わりはないのかな、要は事業をしている会社、そしてまた個人事業主が一番対象になっているようでございます。

それで、一番大事なのは、僕はちょっと端的に何をしたいのだろうかというふうに思っているいろいろ調べましたけれども、制度導入はすなわちずるをさせないように、的確に課税をしていこうと、そして今まで益税と言われた年収1,000万円以下の事業主が、消費税は

払わなくてよかった、そこを、これから先はちゃんと納めてもらおうと、全てじゃないですけどね、そこを、益税を阻止していこうという、そういう制度なのかなというふうに思います。

それで、要は大事なのは年収 1,000 万以下の会社、個人事業主、特に会社であれば当然税理士等入って、税金の計算等、消費税は別としてやっているだろうと思います、会計士も入っておりますから、個人事業主なのですね。この個人事業主からすると、すなわち特に課税事業者を対象に仕事をしている個人事業主が、非常に影響を受けるだろうと。これまでどおり免税業者、いわゆる個人との仕事、請負であれば申告の必要等もないのですけれども、今まで年収当然 1,000 万円とかいっていない事業やから、俺には関係ないわというわけにはなかなかいきそうにない制度のようです。

それで、市内業者にどういう影響が及ぶかということなのですが、今回の大きな税制変更は、課税事業者、免税事業者にこの制度を知っていただかないと、やはり生活に大きく関わるなという気がしました。これまで 10%ですからね、ほぼ 10%払わなくて済むのが、収入が、年収が 10%減るということになりますので、ちょっと気をつけていただけたらな、いただいかなければいけないなというふうに思っています。それで、全国的にはフリーランスの方々が問題になっています。個人事業主、例えばデザイナーだとか個人で仕事、会社の仕事を受けている方、相当反対の声もあるのでありますが、では別府市内の方々、どこまで理解をしているかなという気がしてなりません。

それで、どこまで周知ができていくかということでもちょっとお願いなのですが、市内に年収 1,000 万円以下の事業者、事業所がどのくらいあるのかというのが把握できているのでしょうか。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

令和 3 年版の別府市統計書によれば、市内の全産業の事業所数は 5,670 であります。収入金額別での調査は集計されていないため、年収 1,000 万円以下の事業所は把握できておりません。

なお、この制度の周知状況につきましては、別府税務署に確認したところ、今年の 10 月末現在における大分県内の課税事業者約 2 万 5,000 件のうち、登録件数が約 1 万 2,000 件で登録率は約 48%ということでありました。

○12 番（加藤信康君） 事業者数が把握できていないということなのですが、課税業者ですね、今、商工会議所の皆さんとか各業界の方々が、このインボイス制度の説明会、勉強会、相談会をやっているみたいですので、多分来年度末までが登録の期限ですから、ほぼ終わるのかなというふうに思うのですが、先ほど言いました問題は免税事業者、個人事業主、実際に準備をされている、グループとか組合だとか、そういうところで話し合いは多分されているのでしょうかけれども、全く耳にしてない、様子見をしている方々が非常に多いのではないかなというふうに思います。

特に課税事業者を相手にしている、会社を相手に取引をしている免税業者は死活問題になりかねませんので、ぜひとも早い準備をしていただきたいなというふうに思います。この間、どんな人が対象になるのかなって思いました。僕は自分が農業しているので、ではお百姓さん、農業している方は誰が対象になるのだろうか。要は、漁業している方も同じなのですから、直接飲食店とかホテルに物を納めている、そういう場合、そうした場合に旅館、ホテルの方々は、農業者が持ってくるのを買い取りますので、インボイスを求めようになってくるのです。もし農業者がそれを拒否すれば、ならちょっとまけてくれ、安くしてくれ、消費税分まけてくれないともう買い取れない、それで農業者がええって言って、結局は収入が減る。場合によっては、あなたのこと取引できないことになりました、もし農業者がこれを受けて、分かった、もうしょうがない、課税業者になる、これでも結

局は収入が減るわけです。自分で今度は、手間はかかりますけれども、消費税を申告して納税をしていかなければならない。現時点で、農協に代わりに売ってもらっている、農協を利用して販売したりとか、市場を使って販売をしている、漁協を通じて販売している方々は、特例措置としてインボイス発行は必要ない、代わりにやってくれるみたいですから。要は直接ホテルに契約として入れている方は、仲卸も含めて切り替えていかなければならない可能性がある。

それと、よく田舎のほうであるのですけれども、お米を大量に作って、直接取引したほうがお米高く売れるのですよね。農協さんと、やっぱりちょっと安いから、直接もう送るのだという人たち、事業所にもう農家が直接お米を届けている、この方はやっぱり気をつけなといけないなというように思いますね。

それとか、契約栽培ですね、いろんな香辛料とかハーブとかを食品加工会社と契約している。麦とかもそうですし、何ですかね、みそ、しょうゆとかの原料ですね、かなり多いのではないかなって気がします。農業で考えるとそういうことですね。漁業においても、漁協を通じて売るだけでなく、直接ホテルに、全部納めますという関係もあるのではないかな。こういう方々は確実に影響を受ける、ですから気をつけていただきたいと思いません。

あと、ほかにも個人タクシー、個人タクシーは何が関係あるのかと思ったら、すなわち会社の経費で落とせる、会社と直接契約して、社長が個人タクシーにタクシー券を使っている場合だとか、あと竹工芸作っている方、業者に仕入れをする、あと1人親方の大工とか左官の方はですね。今、大手の建設業界も、以前は直接大工さんとか職人を社員として雇っていましたが、今はもう個別の契約ですね、請負でやっているところが多いと思います。そうなりますと、確実にインボイス求められてくる。あと、テレビ等で問題になっています声優さんとかデザイナーとか、こういう方々が非常に問題になっている。まだ細かいこと言うと、私の知り合いに産廃の鉄くずとかを二次業者に卸している方もいるのですよ。これ間違いなくかかるなって気がしているのです。今、鉄高いですからね。集めて持っていくのですね。そういう方々には、ぜひ気をつけていただきたいなというふうに思います。

特に、別府市は中小業者が多いわけですから、業界が自主的にやっているとところは非常に結構でございますけれども、それでだけで済むのかな、ちょっと済まないなというような気がしてなりません。当面は先ほど言いました6年間の経過措置、最初は2割、最初の3年は2割ですね、8割ですか、控除される。その後の3年間は5割というふうに下がっていきますから、この6年間である程度この制度が確定するのでしょうかけれども、その先々を見た上で、やはり対策を講じていただかないといけないのかなというふうに思います。

ぜひ、市のほうも、ただ商工会議所等々の業界の方々の自主的な学習会、相談に任せるのではなく、かなり長い期間で進んでいく制度のように感じますので、その相談体制等も取れるようにしていただきたいなって言うふうに思います。

それで、自治体の対応なのですけれども、昨年の6月と今年の8月に総務省から、自治体でのインボイス制度に対する広報及び周知が依頼されていますけれども、そのような免税事業者に対して別府市はどの部署がどのような取組をしているのか、お答えください。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

広報及び周知につきましては、別府税務署がほぼ月1回、当該税務署においてインボイス制度の概要と免税事業者向けの説明会を開催していますが、この情報を毎月市報に掲載し、お知らせしております。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

産業政策課におきましては、商工会議所との共催によりまして、6月28日に別府市内

の中小法人、個人事業主を対象としました第1回目の消費税インボイス制度対応支援セミナー及び個別相談会を開催いたしました。

また、明日12月13日は第2回目となりますセミナー及び個別相談会を開催を予定しておりますが、定員を上回る参加希望者がありまして、定員を増員するなど、これまで実施してきました他のセミナーと比較しましても関心、ニーズの高さがうかがえる予約状況となっております。

なお、個別相談会につきましては、セミナーの開催日とも別に、毎週月曜日の午前9時から17時まで、中小企業診断士により無料の相談窓口を商工会議所の3階に開設をしております、市内事業者のインボイス制度を初めとする経営相談等に対応しているところでございます。

- 12番（加藤信康君） まだまだ免税事業者と個人事業主に、様子見の方が多いのかなという気がします。課税事業者は、多分来年の3月31日までには登録はされるでしょう、でもまだ、それ以降様子を見ていく方も多い、同時に商工会議所にも関わらない方々もおりますから、そういう方々の相談が受けられるような体制をぜひお願いしたいなと思います。

それで、今度は役所の関係なのですけれども、市役所各部署への影響についてです。別府市とか別府市が出資している法人、例としてB-biz LINKだとか広域圏事業だとか、ちょっとシルバー人材センターが非常に気になったのですけれども、そういうところ、あとまた特別会計含めて、商品の販売やサービスの提供を取引を行う場合、市役所は何を売るとかというの、後でちょっと言いますが、買手である事業者が仕入税額控除を受けるためには、別府市が、別府市やまたその各法人が、先ほど言いましたインボイス、適格請求書発行事業者の登録を受けていかななくてはなりません、別府市の一般会計特別会計では登録を受けているのでしょうか。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

インボイス制度開始の令和5年10月1日までに、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、来年、令和5年3月31日までに、別府市で言えば一般会計及び該当の特別会計におきまして登録の申請をする必要があります。現状では、一般会計につきましては既に申請を終わらせておりまして、特別会計につきましても今月中には登録の申請ができるよう、準備を進めているところでございます。

- 12番（加藤信康君） 上下水道局はどうでしょう。

- 上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

本市水道事業及び公共下水道事業につきましては、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があり、登録申請につきましてはともに既に終えております。

- 12番（加藤信康君） 一般会計、そして上下水道局が登録をしているということで理解できました。

市役所が物を売っていったらいろいろ例がありますけれども、庁舎等のテナント料、自動販売機含むですね、それから施設の使用料、庁舎の有料駐車場、公園の入場料とか、例えばあとネーミングライツだとかああいうので収入、広告収入ですね、こういうのが挙げられるなというふうに思いますし、先般上下水道局でありましたかね、古い公用車を払い下げるだとか、収入がある、こういうのに対してやっぱりちゃんとインボイス発行していかなければならないってことで、当然登録がわずかであっても必要なのかなという気がいたします。

それで、市の施設である指定管理者に対するこの助言等も含めて、対応はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

直営の施設同様に指定管理者制度を導入している施設につきましても、適格請求書発行事業者の登録やインボイス発行などの必要がございますが、指定管理者に対しては国からの通知等を基に、施設所管課を通じて制度の周知及び適切な対応を促しております。

また、今月には指定管理者制度連絡協議会を開催し、指定管理者の対応状況を把握するとともに、適切な対応を再度促しており、施設所管課と連携して円滑に制度が導入できるよう取り組んでいるところです。

○12番（加藤信康君）ありがとうございます。

それで、では別府市が買手になったり売手になったりして取引をする場合に、ほぼ振込等が主流だというふうに思いますけれども、インボイス発行も、インボイス発行するのは取引と同時なのか以降になるかちょっと分かりませんが、お金を取り扱うということになると会計課がするのかになって気がするのですが、実際にはどちらの部署がやるのか、ちょっと教えてください。

○財政課長（矢野義知君）お答えいたします。

取引におけます振込後のインボイスの発行につきましては、一般会計、特別会計とも振り込まれた担当課が対応することとなります。

○12番（加藤信康君）分かりました、僕でさえちょっとこのインボイス制度を勉強してみましたけれども、非常に複雑です。ただ、市役所は消費税を支払う、納税をすることは免除されていますが、担当課が非常に多いわけで、多分職員の研修も含めて必要なかなという気がします。これ全部全てを覚える必要はないにしても、やっぱり相手との取引をする場合はこういうルールがありますよというのを、やはりぜひ学習をする、そういう意味で、できるだけその担当の職員も理解できるような措置をお願いしたいな。

売手となる場合はそんなにないですね。上下水道局は水売ったりしますから、日常的に物を売るということになりますけれども、逆に市が買う場合、市はその消費税を払うことはないにしても、納税することはないにしても、物をどんどん買って、向こうからインボイスが発行される、ではそれはどうするのかという、今のところインボイスについては、受け取ったものは7年間保存義務、行政が保存しておかなければならないのかどうか、ちょっと細かいところ分かりませんが、今のところ義務があるように思っていますから、そうなりますと、事務規則も含めて少し見直しをする必要があるのかなというふうに思います。

それで、大手企業も含めて将来的にこのインボイス制度、電子インボイスに切り替わるだろうというふうに言われています。それが主流になるというふうに、将来的ですよ、思うのですが、これ情報政策課でいいのですかね、そういう取組など進んでいるのかちょっと、それからまた予定があるのかどうか教えてください。

○財政課長（矢野義知君）お答えいたします。

別府市では、現在請求書や領収書などは紙で発行するものとなっております、インボイスの制度開始から紙でのインボイスの発行の対応となる予定でございます。

現状では、電子インボイスでの発行については予定はしておりませんが、将来的な導入を視野に入れながら今後進めてまいります。

○12番（加藤信康君）電子インボイスについては国もかなり研究しているみたいで、いろんなIT業者が既にもうシステムを構築し始めているというふうに聞きます。いずれそれが主流になるかなというふうに思いますので、ぜひ早い段階で、別府市もデジタルファーストを宣言していますから、この制度始まったればたばた行くのではないかなって気がするので、ぜひ対応できるように、お願いしたいなと思います。

いろんな課に渡る様々な協議検討が必要だと思うのですが、このインボイス制度に関わる分、どこの部署がまとめるということになりますでしょうか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

インボイス制度に関する協議検討につきましては財政課が取りまとめ、各担当課と情報を共有しながら、共同でインボイスの制度開始に向けて取り組んでいるところでございます。

○12番（加藤信康君） では、インボイス制度が入ってくることによって、市への予算への、市の予算に対する影響というのはあるでしょうか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

インボイス制度の導入によりまして、必要に応じて領収書に各会計の登録番号や消費税の適用税率、消費税額の情報を記載する必要があります。これらに伴います予算につきましては、来年度、新年度予算に計上する予定でございまして、現在予算編成作業を行っているところでございます。

○12番（加藤信康君） ありがとうございます。国もこの制度施行直前になっているのですが、まだまだ変更点、協議しているような状況と伺いました。先ほど言いましたシルバー人材センター、これ非常に僕心配していたのですけれども、どうも国は発注者と請負をする会員と直接契約に変えていこうというふうになっているみたいです。ただ、それでもまだ僕問題あるかなと思っています。というのは、大手企業、そんな企業、1,000万円以上売り上げて企業がシルバー人材センターに仕事を頼むということがあるかないか分からないのですけれども、やっぱり個人に対してインボイスを請求することが起こり得るのかなという気もしなくもありません。少し注視をしていきたいなというふうに思っています。

国の税制変更ということで、大きな変更だというふうに思いますけれども、総務省も地方自治体がやはり協力するようというふうに言ってきております。ですから、ぜひ国が決めた制度だからといって、それだけで終わるのではなくて、自治体としてもしっかりと市民に対応していただきたい。もう間違いなく、損害とは言いませんけれども、収入が減る中小事業者、個人事業主が現れるわけですから、いずれそれに対する国の措置も出てくるかなというふうに思います。こういう制度が入ったからこそ、地方消費税も今できてますから、こういう部分へのご入力を市長会、そして知事会も含めて国に要望をしていたく必要があるのかなというふうに思います。

今日はインボイス制度について、質問というよりもぜひ皆さんに知っていただきたいということであります。市役所も全く関係がないわけではないですし、それぞれ職員の方々もこの制度をちゃんと知っておかなければいけない制度ですので、ぜひ来年の10月1日発行に向けて、すぐにその制度がうまくいくかどうか分かりませんが、頑張っていたらなというふうに思います。

ちょうど30分、予定どおりになりましたので、私の質問はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時31分 散会

